

資 料 編

目 次

参考資料 1	水防法・水防法施行規則……………	1
参考資料 2	広島県水防協議会条例……………	2 2
参考資料 3	水防資材費国庫補助基準……………	2 3
参考資料 4	広島県水防協議会役員名簿……………	2 4
参考資料 5	令和 5 年の水防活動状況……………	2 5
参考資料 6	非常災害の場合における無線局関係一覧表……………	2 6
参考資料 7	J R 西日本と関係ある堰堤状況通報図……………	3 4
参考資料 8	中国電力の行う連絡系統図……………	3 5
参考資料 9	西日本電信電話㈱の取扱う気象警報と伝達……………	3 9
参考資料 1 0	ダム・溜池一覧表……………	4 1
参考資料 1 1	隣県との水防事務に関する協定等（岡山県、島根県）……………	4 5
参考資料 1 2	自衛隊への災害派遣要請……………	4 9
参考資料 1 3	中国地方における災害時の支援に関する申し合わせ （中国地方整備局、鳥取県、島根県、岡山県、山口県、 岡山市、広島市）……………	5 2
参考資料 1 4	災害時における相互協力に関する基本協定書 （国土交通省中国地方整備局）……………	5 8
参考資料 1 5	広島県と西日本高速道路株式会社との包括的連携に 関する協定書等……………	5 9
参考資料 1 6	水防協力団体指定要領（記載例）等……………	6 4

水 防 法

(昭和二十四年六月四日法律第九十三号)

最終改正：令和三年十一月一日（令和三年法律第三十一号）

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もつて公共の安全を保持することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「雨水出水」とは、一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設に当該雨水を排除できないこと又は下水道その他の排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できないことによる出水をいう。

2 この法律において「水防管理団体」とは、次条の規定により水防の責任を有する市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は水防に関する事務を共同に処理する市町村の組合（以下「水防事務組合」という。）若しくは水害予防組合をいう。

3 この法律において「水防管理者」とは、水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう。

4 この法律において「消防機関」とは、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第九条に規定する消防の機関をいう。

5 この法律において「消防機関の長」とは、消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう。

6 この法律において「水防計画」とは、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門若しくは閘（こう）門の操作、水防のための水防団、消防機関及び水防協力団体（第三十六条第一項の規定により指定された水防協力団体をいう。以下第四章までにおいて同じ。）の活動、一の水防管理団体と他の水防管理団体との間における協力及び応援、水防のための活動に必要な河川管理者（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第七条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者をいう。第七条第三項において同じ。）及び同法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川（同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。以下同じ。）の管理の一部を行う場合における当該都道府県知事又は当該指定都市の長並びに下水道管理者（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四条第一項に規定する公共下水道管理者、同法第二十五条の二十三第一項に規定する流域下水道管理者及び同法第二十七条第一項に規定する都市下水路管理者をいう。第七条第四項において同じ。）の協力並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関する計画をいう。

7 この法律において「量水標等」とは、量水標、験潮儀その他の水位観測施設をいう。

8 この法律において「水防警報」とは、洪水、津波又は高潮によつて災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

第二章 水防組織

(市町村の水防責任)

第三条 市町村は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。ただし、水防事務組合が水防を行う区域及び水害予防組合の区域については、この限りでない。

(水防事務組合の設立)

第三条の二 地形の状況により、市町村が単独で前条の責任を果たすことが著しく困難又は不適当であると認められる場合においては、関係市町村は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による被害の共通性を勘案して、共同して水防を行う区域を定め、水防事務組合を設けなければならない。

(水害予防組合の区域を水防を行う区域とする水防事務組合が設けられる場合の特別措置)

第三条の三 水害予防組合法（明治四十一年法律第五十号）第十五条第一項の規定により都道府県知事が水害予防組合を廃止しようとする場合において、当該水害予防組合の区域の全部又は一部について、当該水害予防組合に代るべき水防管理団体として引き続き水防事務組合が設けられるときは、都道府県知事は、同条第三項の規定にかかわらず、当該水害予防組合が、その有する財産及び負債のうち水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつている財産及びこれらの財産に係る負債以外の財産及び負債の処分を完了したときは、当該水害予防組合を廃止することができる。

2 前項の規定により廃止される水害予防組合は、その廃止の日において有する水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつている財産を、当該水害予防組合の区域の全部を水防を行う区域とする一の水防事務組合が設けられる場合においては、当該水防事務組合に、当該水害予防組合の区域について二以上の水防事務組合が設けられる場合又は当該水害予防組合の区域の一部が市町村の水防を行うべき区域となる場合においては、当該水害予防組合と関係水防事務組合又は市町村との協議に基き、関係水防事務組合又は市町村に無償譲渡し、当該水防事務組合又は市町村は、それぞれ、その譲渡される財産に係る負債を引き受けなければならない。この場合においては、当該水害予防組合は、当該財産の譲渡及び負債の引継のために必要な範囲内において、当該財産の譲渡及び負債の引継を完了するまで、なお存続するものとみなす。

(水防事務組合の議会の議員の選挙)

第三条の四 水防事務組合の議会の議員は、組合同約で定めるところにより、関係市町村の議会において、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるもののうちから選挙するものとする。ただし、数市町村にわたる水防上の特別の利害を調整する必要があると認められるときは、組合同約で定めるところにより、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるものにつき当該

市町村の長が推薦した者のうちから選挙することができる。この場合において、市町村の長が推薦した者のうちから選挙される議員の数は、当該市町村の議会において選挙される議員の数の二分の一をこえてはならない。

- 2 前項の規定により関係市町村の議会において選挙される議員の数は、水防事務組合の行う事業による受益の割合及び防護すべき施設の延長の割合を勘案して定めるものとする。

(水防事務組合の経費の分賦)

第三条の五 水防事務組合の経費の関係市町村に対する分賦は、前条第二項に規定する割合を勘案して定めるものとする。

(都道府県の水防責任)

第三条の六 都道府県は、その区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。

(指定水防管理団体)

第四条 都道府県知事は、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を指定することができる。

(水防の機関)

第五条 水防管理団体は、水防事務を処理するため、水防団を置くことができる。

- 2 前条の規定により指定された水防管理団体（以下「指定管理団体」という。）は、その区域内にある消防機関が水防事務を十分に処理することができないと認める場合においては、水防団を置かなければならない。
- 3 水防団及び消防機関は、水防に関しては水防管理者の所轄の下に行動する。

(水防団)

第六条 水防団は、水防団長及び水防団員をもつて組織する。

- 2 水防団の設置、区域及び組織並びに水防団長及び水防団員の定員、任免、給与及び服務に関する事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

(公務災害補償)

第六条の二 水防団長又は水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは病氣にかかり、又は公務による負傷若しくは病氣により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

- 2 前項の場合においては、水防管理団体は、当該水防団長若しくは水防団員又はその者の遺族の福祉に関して必要な事業を行うように努めなければならない。

(退職報償金)

第六条の三 水防団長又は水防団員で非常勤のものが退職した場合においては、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給することができる。

(都道府県の水防計画)

第七条 都道府県知事は、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、当該都道府県の水防計画を定め、及び毎年当該都道府県の水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

- 2 都道府県の水防計画は、津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。
- 3 都道府県知事は、当該都道府県の水防計画に河川管理者（河川法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川の管理の一部を行う場合にあつては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長。以下同じ。）による河川に関する情報の提供、水防訓練への河川管理者の参加その他の水防管理団体が行う水防のための活動に河川管理者の協力が必要な事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、河川管理者に協議し、その同意を得なければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県知事が、当該都道府県の水防計画に水防管理団体が行う水防のための活動に下水道管理者の協力が必要な事項を記載しようとする場合について準用する。
- 5 都道府県知事は、第一項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県水防協議会（次条第一項に規定する都道府県水防協議会をいい、これを設置しない都道府県にあつては、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十四条第一項に規定する都道府県防災会議とする。）に諮らなければならない。
- 6 二以上の都道府県に關係する水防事務については、關係都道府県知事は、あらかじめ協定して当該都道府県の水防計画を定め、国土交通大臣及び消防庁長官に報告しなければならない。報告した水防計画の変更についても、同様とする。
- 7 都道府県知事は、第一項又は前項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるものとする。

(都道府県水防協議会)

第八条 都道府県の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、都道府県に都道府県水防協議会を置くことができる。

- 2 都道府県水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。
- 3 都道府県水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。
- 4 会長は、都道府県知事をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に關係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから都道府県知事が命じ、又は委嘱する。
- 5 前各項に定めるものの外、都道府県水防協議会に関し必要な事項は、当該都道府県条例で定める。

第三章 水防活動

(河川等の巡視)

第九条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、随時区域内の河川、海岸堤防、津波防護施設（津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）第二条第十項に規定する津波防護施設をいう。以下この条において同じ。）等を監視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸堤防、津波防護施設等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

（国の機関が行う洪水予報等）

第十条 気象庁長官は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣及び関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（以下「報道機関」という。）の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 国土交通大臣は、二以上の都道府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を、はん濫した後においては水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況を関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

3 都道府県知事は、前二項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者（量水標等の管理者をいう。以下同じ。）に、その受けた通知に係る事項（量水標管理者にあつては、洪水又は高潮に係る事項に限る。）を通知しなければならない。

（都道府県知事が行う洪水予報）

第十一条 都道府県知事は、前条第二項の規定により国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、気象庁長官に協議するものとする。

（水位の通報及び公表）

第十二条 都道府県の水防計画で定める水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがあることを自ら知り、又は第十条第三項若しくは前条第一項の規定による通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が都道府県知事の定める通報水位を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、関係者に通報しなければならない。

2 都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、量水標等の示す水位が警戒水位（前項の通報水位を超える水位であつて洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位をいう。以下同じ。）を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、公表しなければならない。

（国土交通大臣又は都道府県知事が行う洪水に係る水位情報の通知及び周知）

第十三条 国土交通大臣は、第十条第二項の規定により指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。次項において同じ。）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 都道府県知事は、第十条第二項又は第十一条第一項の規定により国土交通大臣又は自らが指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。

（都道府県知事又は市町村長が行う雨水出水に係る水位情報の通知及び周知）

第十三条の二 都道府県知事は、当該都道府県が管理する公共下水道等（下水道法第二条第三号に規定する公共下水道、同条第四号に規定する流域下水道又は同条第五号に規定する都市下水路をいう。以下この条及び第十四条の二において同じ。）の排水施設等（排水施設又はこれを補完するポンプ施設若しくは貯留施設をいう。以下この条において同じ。）で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したもののについて、雨水出水特別警戒水位（雨水出水による災害の発生を特に警戒すべき水位（公共下水道等の排水施設等の底面から水面までの高さをいう。以下この条において同じ。）をいう。次項において同じ。）を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 市町村長は、当該市町村が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したもののについて、雨水出水特別警戒水位を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該市町村の存する都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

（都道府県知事が行う高潮に係る水位情報の通知及び周知）

第十三条の三 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する海岸で高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したもののについて、高潮特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。）を定め、当該海岸の水位がこれに達したときは、その旨を当該海岸の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定

める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(関係市町村長への通知)

第十三条の四 第十条第二項若しくは第十三条第一項の規定により通知をした国土交通大臣又は第十一条第一項、第十三条第二項、第十三条の二第一項若しくは前条の規定により通知をした都道府県知事は、災害対策基本法第六十条第一項の規定による避難のための立退きの指示又は同条第三項の規定による緊急安全確保措置の指示の判断に資するため、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知しなければならない。

(洪水浸水想定区域)

第十四条 国土交通大臣は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨（想定し得る最大規模の降雨であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものをいう。以下同じ。）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

一 第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川

二 前号に掲げるもののほか、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの

2 都道府県知事は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

一 第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川

二 前号に掲げるもののほか、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの

3 前二項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項又は第二項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。

5 前二項の規定は、第一項又は第二項の規定による指定の変更について準用する。

(雨水出水浸水想定区域)

第十四条の二 都道府県知事は、当該都道府県が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該排水施設（第一号に掲げる排水施設にあつては、第十三条の二第一項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。

一 第十三条の二第一項の規定による指定に係る排水施設

二 下水道法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設

三 前二号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設

2 市町村長は、当該市町村が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該排水施設（第一号に掲げる排水施設にあつては、第十三条の二第二項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。

一 第十三条の二第二項の規定による指定に係る排水施設

二 下水道法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設

三 前二号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設

3 前二項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

4 都道府県知事又は市町村長は、第一項又は第二項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、都道府県知事にあつては、関係市町村の長に通知しなければならない。

5 前二項の規定は、第一項又は第二項の規定による指定の変更について準用する。

(高潮浸水想定区域)

第十四条の三 都道府県知事は、次に掲げる海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定し得る最大規模の高潮であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものにより当該海岸について高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定するものとする。

一 第十三条の三の規定により指定した海岸

二 前号に掲げるもののほか、当該都道府県の区域内に存する海岸のうち高潮による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの

- 2 前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。
- 4 前二項の規定は、第一項の規定による指定の変更について準用する。

（浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置）

第十五条 市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、第十四条第一項若しくは第二項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第一項若しくは第二項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、少なくとも当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第四号ハに掲げる施設について同号に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。

- 一 洪水予報等（第十条第一項若しくは第二項又は第十一条第一項の規定により気象庁長官、国土交通大臣及び気象庁長官又は都道府県知事及び気象庁長官が行う予報、第十三条第一項若しくは第二項、第十三条の二又は第十三条の三の規定により国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長が通知し又は周知する情報その他の人的災害を生ずるおそれがある洪水、雨水出水又は高潮に関する情報をいう。次項において同じ。）の伝達方法
 - 二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
 - 三 災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項
 - 四 浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第三項において同じ。）内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地
 - イ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であつて、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）をいう。次条において同じ。）でその利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの
 - ロ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。第十五条の三において同じ。）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの
 - ハ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であつて国土交通省令で定める基準を参照して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（第十五条の四において「大規模工場等」という。）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの
 - 五 その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- 2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第四号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。
- 一 前項第四号イに掲げる施設（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。） 当該施設の所有者又は管理者及び次条第九項に規定する自衛水防組織の構成員
 - 二 前項第四号ロに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第十五条の三第七項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）
 - 三 前項第四号ハに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第十五条の四第一項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）
- 3 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町村地域防災計画において定められた第一項各号に掲げる事項を住民、滞在者その他の者（第十五条の十一において「住民等」という。）に周知させるため、これらの事項（次の各号に掲げる区域をその区域に含む市町村にあつては、それぞれ当該各号に定める事項を含む。）を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。
- 一 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の土砂災害警戒区域 同法第八条第三項に規定する事項
 - 二 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域 同法第五十五条に規定する事項

（地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等）

第十五条の二 前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

- 2 前項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成しようとする場合において、当該地下街等と連続する施設であつてその配置その他の状況に照らし当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのあるものがあるときは、あらかじめ、当該施設の所有者又は管理者の意見を聴くよう努めるものとする。
- 3 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。
- 4 前二項の規定は、第一項に規定する計画の変更について準用する。

- 5 市町村長は、第一項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた連続する二以上の地下街等の所有者又は管理者に対し、第一項に規定する計画を共同して作成するよう勧告をすることができる。
- 6 市町村長は、第一項の地下街等の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、当該地下街等の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
- 7 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の地下街等の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 8 第一項の地下街等（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。以下この条において同じ。）の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止のための訓練を行わなければならない。
- 9 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置かなければならない。
- 10 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

（要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等）

第十五条の三 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

- 2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 3 市町村長は、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
- 4 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 5 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければならない。
- 6 市町村長は、第二項又は前項の規定により報告を受けたときは、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができる。
- 7 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。
- 8 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

（大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等）

第十五条の四 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画で定めるところにより当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

- 2 前項の大規模工場等の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成し、又は自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該計画又は当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該計画又は当該事項を変更したときも、同様とする。

（市町村防災会議の協議会が設置されている場合の準用）

第十五条の五 第十五条から前条までの規定は、災害対策基本法第十七条第一項の規定により水災による被害の軽減を図るため市町村防災会議の協議会が設置されている場合について準用する。この場合において、第十五条第一項中「市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする）」とあるのは「市町村防災会議の協議会（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議の協議会をいう）」と、「市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう）」とあるのは「市町村相互間地域防災計画（同法第四十四条第一項に規定する市町村相互間地域防災計画をいう）」と、同条第二項中「市町村防災会議」とあるのは「市町村防災会議の協議会」と、同項、同条第三項、第十五条の二第一項及び第五項、第十五条の三第一項並びに前条第一項中「市町村地域防災計画」とあるのは「市町村相互間地域防災計画」と読み替えるものとする。

（浸水被害軽減地区の指定等）

第十五条の六 水防管理者は、洪水浸水想定区域（当該区域に隣接し、又は近接する区域を含み、河川区域（河川法第六条第一項に規定する河川区域をいう。）を除く。）内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であつて浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを浸水被害軽減地区として指定することができる。

- 2 水防管理者は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする区域をその区域を含む市町村の長の意見を聴くとともに、当該指定をしようとする区域内の土地の所有者の同意を得なければならない。

- 3 水防管理者は、第一項の規定による指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、当該浸水被害軽減地区を公示するとともに、その旨を当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長及び当該浸水被害軽減地区内の土地の所有者に通知しなければならない。
- 4 第一項の規定による指定は、前項の規定による公示によつてその効力を生ずる。
- 5 前三項の規定は、第一項の規定による指定の解除について準用する。

(標識の設置等)

第十五条の七 水防管理者は、前条第一項の規定により浸水被害軽減地区を指定したときは、国土交通省令で定める基準を参酌して、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、浸水被害軽減地区の区域内に、浸水被害軽減地区である旨を表示した標識を設けなければならない。

- 2 浸水被害軽減地区内の土地の所有者、管理者又は占有者は、正当な理由がない限り、前項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
- 3 何人も、第一項の規定により設けられた標識を水防管理者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。
- 4 水防管理団体は、第一項の規定による行為により損失を受けた者に対して、時価によりその損失を補償しなければならない。

(行為の届出等)

第十五条の八 浸水被害軽減地区内の土地において土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を水防管理者に届け出なければならない。ただし、通常管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

- 2 水防管理者は、前項の規定による届出を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該届出の内容を、当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長に通知しなければならない。
- 3 水防管理者は、第一項の規定による届出があつた場合において、当該浸水被害軽減地区が有する浸水の拡大を抑制する効用を保全するため必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

(大規模氾濫減災協議会)

第十五条の九 国土交通大臣は、第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「大規模氾濫減災協議会」という。）を組織するものとする。

- 2 大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。
 - 一 国土交通大臣
 - 二 当該河川の存する都道府県の知事
 - 三 当該河川の存する市町村の長
 - 四 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
 - 五 当該河川の河川管理者
 - 六 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長
 - 七 第三号の市町村に隣接する市町村の長その他の国土交通大臣が必要と認める者
- 3 大規模氾濫減災協議会において協議が調つた事項については、大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 4 前三項に定めるもののほか、大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、大規模氾濫減災協議会が定める。

(都道府県大規模氾濫減災協議会)

第十五条の十 都道府県知事は、第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「都道府県大規模氾濫減災協議会」という。）を組織することができる。

- 2 都道府県大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。
 - 一 当該都道府県知事
 - 二 当該河川の存する市町村の長
 - 三 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
 - 四 当該河川の河川管理者
 - 五 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長
 - 六 第二号の市町村に隣接する市町村の長その他の当該都道府県知事が必要と認める者
- 3 前条第三項及び第四項の規定は、都道府県大規模氾濫減災協議会について準用する。この場合において、同項中「前三項」とあるのは、「次条第一項及び第二項並びに同条第三項において準用する前項」と読み替えるものとする。

(予想される水災の危険の周知等)

第十五条の十一 市町村長は、当該市町村の区域内に存する河川（第十条第二項、第十一条第一項又は第十三条第一項若しくは第二項の規定により指定された河川を除く。）のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、当該河川において予想される水災の危険を住民等に周知させなければならない。

(河川管理者の援助等)

第十五条の十二 河川管理者は、第十五条の六第一項の規定により浸水被害軽減地区の指定をしようとする水防管理者及び前条の規定により浸水した地点、その水深その他の状況を把握しようとする市町村長に対し、必要な情報提供、助言その他の援助を行うものとする。

- 2 河川管理者は、前項の規定による援助を行うため必要があると認めるときは、河川法第五十八条の八第一項の規定により指定した河川協力団体に必要な協力を要請することができる。

(水防警報)

第十六条 国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、都道府県知事は、国土交通大臣が指定した河川、湖沼又は海岸以外の河川、湖沼又は海岸で洪水、津波又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて、水防警報をしなければならない。

- 2 国土交通大臣は、前項の規定により水防警報をしたときは、直ちにその警報事項を関係都道府県知事に通知しなければならない。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定により水防警報をしたとき、又は前項の規定により通知を受けたときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその警報事項又はその受けた通知に係る事項を関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知しなければならない。
- 4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定により河川、湖沼又は海岸を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

(水防団及び消防機関の出動)

第十七条 水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が警戒水位に達したときその他水防上必要があると認めるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。

(優先通行)

第十八条 都道府県知事の定める標識を有する車両が水防のため出動するときは、車両及び歩行者は、これに進路を譲らなければならない。

(緊急通行)

第十九条 水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

- 2 水防管理団体は、前項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(水防信号)

第二十条 都道府県知事は、水防に用いる信号を定めなければならない。

- 2 何人も、みだりに前項の水防信号又はこれに類似する信号を使用してはならない。

(警戒区域)

第二十一条 水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

- 2 前項の場所においては、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警察官は、同項に規定する者の職権を行うことができる。

(警察官の援助の要求)

第二十二条 水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

(応援)

第二十三条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者は、できる限りその求めに応じなければならない。

- 2 応援のため派遣された者は、水防については応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。
- 3 第一項の規定による応援のために要する費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとする。
- 4 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該応援を求めた水防管理団体と当該応援を求められた水防管理団体又は市町村とが協議して定める。

(居住者等の水防義務)

第二十四条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

(決壊の通報)

第二十五条 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちにこれを関係者に通報しなければならない。

(決壊後の処置)

第二十六条 堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限りはん濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

(水防通信)

第二十七条 何人も、水防上緊急を要する通信が最も迅速に行われるように協力しなければならない。

- 2 国土交通大臣、都道府県知事、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はこれらの者の命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は警察通信施設、気象官署通信施設、鉄道通信施設、電気事業通信施設その他の専用通信施設を使用することができる。

(公用負担)

第二十八条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。

2 前項に規定する場合において、水防管理者から委任を受けた者は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、又は車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用することができる。

3 水防管理団体は、前二項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(立退きの指示)

第二十九条 洪水、雨水出水、津波又は高潮によつて氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

(知事の指示)

第三十条 水防上緊急を要するときは、都道府県知事は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

(重要河川における国土交通大臣の指示)

第三十一条 二以上の都府県に関係がある河川で、公共の安全を保持するため特に重要なものの水防上緊急を要するときは、国土交通大臣は、都道府県知事、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

(特定緊急水防活動)

第三十二条 国土交通大臣は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、次に掲げる水防活動（以下この条及び第四十三条の二において「特定緊急水防活動」という。）を行うことができる。

一 当該災害の発生に伴い浸入した水の排除

二 高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動として政令で定めるもの

2 国土交通大臣は、前項の規定により特定緊急水防活動を行おうとするときは、あらかじめ、当該特定緊急水防活動を行おうとする場所に係る水防管理者にその旨を通知しなければならない。特定緊急水防活動を終了しようとするときも、同様とする。

3 第一項の規定により国土交通大臣が特定緊急水防活動を行う場合における第十九条、第二十一条、第二十二条、第二十五条、第二十六条及び第二十八条の規定の適用については、第十九条第一項中「水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者」とあり、第二十一条第一項中「水防団長、水防団員又は消防機関に属する者」とあり、及び同条第二項中「水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者」とあるのは「国土交通省の職員」と、第十九条第二項及び第二十八条第三項中「水防管理団体」とあるのは「国」と、第二十二条中「水防管理者」とあり、第二十五条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者」とあり、第二十六条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者」とあり、及び第二十八条第一項中「水防管理者、水防団長又は消防機関の長」とあるのは「国土交通大臣」とする。

(水防訓練)

第三十二条の二 指定管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行わなければならない。

2 指定管理団体以外の水防管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行うよう努めなければならない。

(津波避難訓練への参加)

第三十二条の三 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域に係る水防団、消防機関及び水防協力団体は、同法第五十四条第一項第三号に規定する津波避難訓練が行われるときは、これに参加しなければならない。

第四章 指定水防管理団体

(水防計画)

第三十三条 指定管理団体の水防管理者は、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

2 指定管理団体の水防管理者は、前項の規定により水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水防協議会（次条第一項に規定する水防協議会をいう。以下この項において同じ。）を設置する指定管理団体にあつては当該水防協議会、水防協議会を設置せず、かつ、災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議を設置する市町村である指定管理団体にあつては当該市町村防災会議に諮らなければならない。

3 指定管理団体の水防管理者は、第一項の規定により水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるとともに、遅滞なく、水防計画を都道府県知事に届け出なければならない。

4 第七条第二項から第四項までの規定は、指定管理団体の水防計画について準用する。

(水防協議会)

第三十四条 指定管理団体の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、指定管理団体に水防協議会を置くことができる。ただし、水防事務組合及び水害予防組合については、これらに水防協議会を置くものとする。

2 指定管理団体の水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。

3 指定管理団体の水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。

4 会長は、指定管理団体の水防管理者をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に係りのある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから指定管理団体の水防管理者が命じ、又は委嘱する。

- 5 前各項に定めるもののほか、指定管理団体の水防協議会に関し必要な事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

(水防団員の定員の基準)

第三十五条 都道府県は、条例で、指定管理団体の水防団員の定員の基準を定めることができる。

第五章 水防協力団体

(水防協力団体の指定)

第三十六条 水防管理者は、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

- 2 水防管理者は、前項の規定による指定をしたときは、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。
- 3 水防協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を水防管理者に届け出なければならない。
- 4 水防管理者は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(水防協力団体の業務)

第三十七条 水防協力団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること。
- 二 水防に必要な器具、資材又は設備を保管し、及び提供すること。
- 三 水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- 四 水防に関する調査研究を行うこと。
- 五 水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
- 六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(水防団等との連携)

第三十八条 水防協力団体は、水防団及び水防を行う消防機関との密接な連携の下に前条第一号に掲げる業務を行わなければならない。

(監督等)

第三十九条 水防管理者は、第三十七条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、水防協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

- 2 水防管理者は、水防協力団体が第三十七条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、水防協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 3 水防管理者は、水防協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。
- 4 水防管理者は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(情報の提供等)

第四十条 国、都道府県及び水防管理団体は、水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

第六章 費用の負担及び補助

(水防管理団体の費用負担)

第四十一条 水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。

(利益を受ける市町村の費用負担)

第四十二条 水防管理団体の水防によつて当該水防管理団体の区域の関係市町村以外の市町村が著しく利益を受けるときは、前条の規定にかかわらず、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

- 2 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定める。
- 3 前項の規定による協議が成立しないときは、水防管理団体又は市町村は、その区域の属する都道府県の知事にあつては申請することができる。
- 4 都道府県知事は、前項の規定による申請に基づいてあつてはしようとする場合において、当事者のうちにその区域が他の都道府県に属する水防管理団体又は市町村があるときは、当該他の都道府県の知事と協議しなければならない。

(都道府県の費用負担)

第四十三条 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務に要する費用は、当該都道府県の負担とする。

(国の費用負担)

第四十三条の二 第三十二条第一項の規定により国土交通大臣が行う特定緊急水防活動に要する費用は、国の負担とする。

(費用の補助)

第四十四条 都道府県は、第四十一条の規定により水防管理団体が負担する費用について、当該水防管理団体に対して補助することができる。

- 2 国は、前項の規定により都道府県が水防管理団体に対して補助するときは、当該補助金額のうち、二以上の都道府県の区域にわたる河川又は流域面積が大きい河川で洪水による国民経済に与える影響が重大なものの政令で定める水防施設の設置に係る金額の二分の一以内を、予算の範囲内において、当該都道府県に対して補助することができる。
- 3 前項の規定により国が都道府県に対して補助する金額は、当該水防施設の設置に要する費用の三分の一に相当する額以内とする。

第七章 雑則

(第二十四条の規定により水防に従事した者に対する災害補償)

第四十五条 第二十四条の規定により水防に従事した者が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病气により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

(表彰)

第四十六条 国土交通大臣は、水防管理者の所轄の下に水防に従事した者で当該水防に関し著しい功労があると認められるものに対し、国土交通省令で定めるところにより、表彰を行うことができる。

(報告)

第四十七条 国土交通大臣及び消防庁長官は、都道府県又は水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

2 都道府県知事は、都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

(勧告及び助言)

第四十八条 国土交通大臣は都道府県又は水防管理団体に対し、都道府県知事は都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な勧告又は助言をすることができる。

(資料の提出及び立入り)

第四十九条 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。

2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(消防事務との調整)

第五十条 水防管理者は、水防事務と水防事務以外の消防事務とが競合する場合の措置について、あらかじめ市町村長と協議しておかなければならない。

(権限の委任)

第五十一条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

第八章 罰則

第五十二条 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を損壊し、又は撤去した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の者には、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

第五十三条 刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百一条の規定の適用がある場合を除き、第二十一条の規定による立入りの禁止若しくは制限又は退去の命令に従わなかつた者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条の七第三項の規定に違反した者

二 第十五条の八第一項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同項本文に規定する行為をした者

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金又は拘留に処する。

一 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を使用し、又はその正当な使用を妨げた者

二 第二十条第二項の規定に違反した者

三 第四十九条第一項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入りを拒み、妨げ、若しくは忌避した者

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して六十日を経過した日から施行する。

2 国土交通大臣又は都道府県知事は、水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十七号）附則第二条の規定により、国土交通大臣又は都道府県知事が第十三条第一項又は第二項の規定により指定した河川とみなされた河川については、平成二十二年三月三十一日までに、第十四条第一項の規定による浸水想定区域の指定をしなければならない。

3 国は、平成十七年度から平成二十一年度までの各年度に限り、都道府県に対し、予算の範囲内において、前項の浸水想定区域の指定をするために必要な河川がはん濫した場合に浸水するおそれがある土地の地形及び利用の状況その他の事項に関する調査（次項において「浸水想定区域調査」という。）に要する費用の三分の一以内を補助することができる。

4 国土交通大臣は、平成二十二年三月三十一日までの間、附則第二項の浸水想定区域の指定の適正を確保するために必要があると認めるときは、都道府県に対し、浸水想定区域調査又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第四条第一項の規定による調査の結果について、必要な報告を求めることができる。

附 則 （昭和二十七年七月三十一日法律第二五八号） 抄

1 この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。

附 則 （昭和二十九年六月一日法律第一四〇号）

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和二十九年六月八日法律第一六三号） 抄

(施行期日)

1 この法律中、第五十三条の規定は、交通事件即決裁判手続法の施行の日から、その他の部分は、警察法（昭和二十九年法律第六十二号。同法附則第一項但書に係る部分を除く。）の施行の日から施行する。

附 則 （昭和三〇年七月一一日法律第六一号） 抄

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和三一年六月一一日法律第一四一号） 抄

- 1 この法律は、昭和三十一年七月一日から施行する。

附 則 （昭和三二年五月一六日法律第一〇五号） 抄

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

附 則 （昭和三三年三月一五日法律第八号）

この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （昭和三五年六月三〇日法律第一一三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和三十五年七月一日から施行する。

（経過規定）

第三条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により内閣総理大臣若しくは自治庁長官がし、又は国家消防本部においてした許可、認可その他これらに準ずる処分は、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定に基づいて、自治大臣がし、又は消防庁においてした許可、認可その他これらに準ずる処分とみなす。

- 2 この法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により内閣総理大臣若しくは自治庁長官又は国家消防本部に対してした許可、認可その他これらに準ずる処分の申請、届出その他の行為は、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定に基づいて、自治大臣又は消防庁に対してした許可、認可その他これらに準ずる処分の申請、届出その他の行為とみなす。

附 則 （昭和四七年六月二三日法律第九四号） 抄

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和五七年七月一六日法律第六六号）

この法律は、昭和五十七年十月一日から施行する。

附 則 （昭和五九年一二月二五日法律第八七号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

附 則 （昭和六〇年六月二一日法律第六九号） 抄

（施行期日）

- 1 この法律は、昭和六十年十月一日から施行する。

附 則 （平成六年六月二九日法律第四九号） 抄

（施行期日）

- 1 この法律中、第一章の規定及び次項の規定は地方自治法の一部を改正する法律（平成六年法律第四十八号）中地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二編第十二章の改正規定の施行の日から、第二章の規定は地方自治法の一部を改正する法律中地方自治法第三編第三章の改正規定の施行の日から施行する。

附 則 （平成七年四月二一日法律第六九号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中地方公務員災害補償法目次、第三条第一項、第三章の章名、第三十三条第一項、第四十七条、第四十八条及び第七十二条から第七十四条までの改正規定、第二条及び第三条の規定並びに第四条中消防団員等公務災害補償等共済基金法第九条の三及び第二十四条第二項の改正規定並びに次条及び附則第三条の規定 平成七年八月一日

第三条 この法律の施行（附則第一条第一号の規定による施行をいう。）前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 （平成一一年七月一六日法律第八七号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二條の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定 公布の日

（国等の事務）

第百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第百六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

（処分、申請等に関する経過措置）

第百六十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第百六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

- 2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（不服申立てに関する経過措置）

第百六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であって、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があったものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であった行政庁とする。

- 2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（手数料に関する経過措置）

第百六十二条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであった手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

- 2 附則第十八条、第五十一条及び第百八十四条の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

（検討）

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （平成一一年一二月二二日法律第一六〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則 （平成一三年六月一三日法律第四六号） 抄

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 （平成一七年五月二日法律第三七号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条のうち水防法第六条の二の次に一条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

（水防法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の水防法（以下「旧法」という。）第十条第二項の規定により国土交通大臣が指定している河川以外の河川のうち河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川（同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。以下この条において同じ。）で旧法第十条の六第一項の規定により国土交通大臣が指定しているもの又は旧法第十条の二第一項の規定により都道府県知事が指定している河川以外の河川のうち河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川若しくは同法第五条第一項に規定する二級河川で旧法第十条の六第一項の規定により都道府県知事が指定しているもの（専ら高潮による災害について水防を行うべきものとして都道府県知事が指定するものを除く。）については、それぞれ、第一条の規定による改正後の水防法（以下「新法」という。）第十三条第一項の規定により国土交通大臣が指定した河川又は同条第二項の規定により都道府県知事が指定した河川とみなす。

第三条 旧法の規定によってした処分、手続その他の行為であつて、新法の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

(政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一八年六月二日法律第五〇号) 抄

この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

附 則 (平成二二年一一月二五日法律第五二号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二三年六月二四日法律第七四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二三年八月三〇日法律第一〇五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第八十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二三年一二月一四日法律第一二四号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、津波防災地域づくりに関する法律(平成二十三年法律第二百二十三号)の施行の日から施行する。

附 則 (平成二五年六月一二日法律第三五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(水防法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の水防法第三十六条第一項の規定により指定されている水防協力団体は、第一条の規定による改正後の水防法(附則第六条において「新水防法」という。)第三十六条第一項の規定により指定された水防協力団体とみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第六条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新水防法及び新河川法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二五年六月一四日法律第四四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条、第五条、第七条(消防組織法第十五条の改正規定に限る。)、第九条、第十条、第十四条(地方独立行政法人法目次の改正規定(「第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置(第五十九条―第六十七条)」を「／第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置(第五十九条―第六十七条)／第六章の二 特定地方独立行政法人から一般地方独立行政法人への移行に伴う措置(第六十七条の二―第六十七条の七)／」に改める部分に限る。)、同法第八条、第五十五条及び第五十九条第一項の改正規定並びに同法第六章の次に一章を加える改正規定を除く。)、第十五条、第二十二條(民生委員法第四条の改正規定に限る。)、第三十六条、第四十条(森林法第七十条第一項の改正規定に限る。)、第五十条(建設業法第二十五条の二第一項の改正規定に限る。)、第五十一条、第五十二条(建築基準法第七十九条第一項の改正規定に限る。)、第五十三条、第六十一条(都市計画法第七十八条第二項の改正規定に限る。)、第六十二条、第六十五条(国土利用計画法第十五条第二項の改正規定を除く。))及び第七十二条の規定並びに次条、附則第三条第二項、第四条、第六条第二項及び第三項、第十三条、第十四条(地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)第百四十一条の二の次に二条を加える改正規定中第百四十一条の四に係る部分に限る。)、第十六条並びに第十八条の規定 平成二十六年四月一日

(罰則に関する経過措置)

第十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （平成二五年六月二一日法律第五四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 附則第七条の規定 水防法及び河川法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十五号）の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

（政令への委任）

第二十二條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成二六年一一月一九日法律第一〇九号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成二七年五月二〇日法律第二二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（水防法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の水防法（以下この条において「新水防法」という。）第十四条第一項の規定により洪水浸水想定区域の指定がされるまでの間は、この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の水防法第十四条第一項の規定により指定されている浸水想定区域は、新水防法第十四条第一項の規定により指定された洪水浸水想定区域とみなす。

2 前項の規定により洪水浸水想定区域とみなされた浸水想定区域に対する新水防法第十五条から第十五条の四までの規定の適用については、新水防法第十五条第一項中「第十四条第一項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第一項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは」とあるのは「水防法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二二号。以下この項において「改正法」という。）の施行後速やかに」と、「同法」とあるのは「災害対策基本法」と、「当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域」とあるのは「改正法の施行の際現に改正法第一条の規定による改正前の水防法第十四条第一項の規定により指定されている浸水想定区域（以下この条において単に「浸水想定区域」という。）」と、同項第一号中「、第十三条の二若しくは第十三条の三の規定」とあるのは「の規定」と、「、都道府県知事若しくは市町村長」とあるのは「若しくは都道府県知事」と、同項第三号中「洪水、雨水出水又は高潮」とあるのは「洪水」と、同項第四号中「浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第三項において同じ。）」とあるのは「浸水想定区域」と、同号イ中「洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）」とあるのは「洪水時」と、「洪水時等の」とあるのは「洪水時の」と、同号ロ及びハ並びに同項第五号並びに新水防法第十五条の二第一項、第二項、第五項、第六項、第八項及び第九項、第十五条の三第一項並びに第十五条の四第一項中「洪水時等」とあるのは「洪水時」とする。

（罰則に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成二九年五月一九日法律第三一号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第一条から第三条までの規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 （令和三年五月一〇日法律第三〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （令和三年五月一〇日法律第三一号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条の規定 公布の日

二 第二条の規定、第五条中下水道法第六条第二号の改正規定、同法第七条の二を同法第七条の三とし、同法第七条の次に一条を加える改正規定、同法第二十五条の十三第二号の改正規定（「第七条の二第二項」を「第七条の三第二項」に改める部分に限る。）及び同法第三十一条の改正規定、第六条の規定（同条中河川法第五十八条の十に一項を加える改正規定を除く。）、第七条の規定（同条中都市計画法第三十三条第一項第八号の改正規定を除く。）並びに第八条、第十条及び第十一条の規定

並びに附則第五条（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）の項第一号の改正規定に限る。）、第六条、第九条から第十二条まで、第十四条、第十五条及び第十八条の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

（政令への委任）

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 （令和四年六月一七日法律第六八号） 抄

（施行期日）

- 1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 一 第五百九条の規定 公布の日

水防法施行規則

(平成十二年建設省令第四十四号)

最終更新： 令和三年十月二十九日公布（令和三年国土交通省令第六十九号）改正

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第三十七条の二の規定に基づき、水防法第三十七条の二の規定により地方整備局長又は北海道開発局長に委任する権限を定める省令を次のように定める。

（洪水浸水想定区域の指定）

第一条 水防法（以下「法」という。）第十四条第一項及び第二項に規定する洪水浸水想定区域（以下単に「洪水浸水想定区域」という。）の指定は、同条第一項に規定する想定最大規模降雨（以下単に「想定最大規模降雨」という。）によって堤防その他の施設（以下「堤防等」という。）の決壊又は溢流が想定される地点を相当数選定して行うものとする。ただし、同条第一項第三号又は第二項第三号に掲げる河川については、想定最大規模降雨により溢流が想定される連続する区間を設定することその他の水災による被害の軽減を図るために適切であると認められる方法により洪水浸水想定区域の指定を行うことができる。

2 洪水浸水想定区域の指定に当たっては、堤防等の構造及び管理の状況を勘案するものとする。

3 第一項の規定により選定する地点には、当該地点における堤防等の決壊又は溢流により浸水が想定される区域につき、当該区域が相当規模となるもの又は浸水した場合に想定される水深が相当な深さとなるものが含まれなければならない。

4 第一項の規定により選定された地点における堤防等の決壊又は溢流により浸水が想定される区域が重複するときは、当該区域の全部をあわせた区域を一の区域とするものとする。

5 前項の場合において、重複する区域において想定される水深が第一項の規定により選定された地点により異なるときは、最大のものを想定される水深とする。

6 洪水浸水想定区域の指定は、想定最大規模降雨により、地上部分の浸水は想定されない地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）をいう。以下同じ。）であって、当該地下街等と連続する施設から浸水するものの存する区域を含めて行うことができる。

（洪水による災害の発生を警戒すべき河川の基準）

第一条の二 法第十四条第一項第三号及び第二項第三号の国土交通省令で定める基準は、当該河川の周辺地域に住宅、要配慮者利用施設（法第十五条第一項第四号ロに規定する要配慮者利用施設をいう。以下同じ。）その他の洪水時に避難を行うことが想定される者が居住若しくは滞在する建築物又は避難施設、避難路その他の洪水時における避難の用に供する施設が存し、かつ、当該周辺地域の市町村の市町村長が当該周辺地域における洪水の発生のおそれに関する雨量、当該河川の水位その他の情報を入手することができることとする。

（洪水浸水想定区域の指定の際の明示事項）

第二条 法第十四条第三項の国土交通省令で定める事項（同条第一項第三号又は第二項第三号に掲げる河川について洪水浸水想定区域の指定を行う場合にあっては、第四号に掲げる事項を除く。）は、次に掲げる事項とする。

一 指定の区域

二 浸水した場合に想定される水深

三 浸水した場合に想定される浸水の継続時間（長時間にわたり浸水するおそれのある場合に限る。以下「浸水継続時間」という。）

四 河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第十条の二第二号イに規定する基本高水の設定の前提となる降雨（次条第二項において「計画降雨」という。）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深

（洪水浸水想定区域等の公表）

第三条 法第十四条第四項の規定による同条第三項の国土交通省令で定める事項の公表は、当該事項を定めた旨について、国土交通大臣にあっては官報により、都道府県知事にあっては当該都道府県の公報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により行うとともに、これらを表示した図面を関係地方整備局若しくは北海道開発局又は都道府県知事の指定する場所において閲覧に供することにより行うものとする。

2 前項の図面には、洪水浸水想定区域の指定の前提となる降雨が想定最大規模降雨であること（前条第四号に掲げる事項を表示した図面にあっては、当該図面の前提となる降雨が計画降雨であること）を明示しなければならない。

（雨水出水浸水想定区域の指定）

第四条 法第十四条の二第一項及び第二項に規定する雨水出水浸水想定区域（以下単に「雨水出水浸水想定区域」という。）の指定は、下水道から河川その他の公共の水域又は海域（以下この項において「河川等」という。）に雨水を放流する地点における当該河川等の水位の見込み、下水道の配置及び構造の状況等を勘案して行うものとする。

2 第一条第六項の規定は、雨水出水浸水想定区域の指定について準用する。

（雨水出水による災害の発生を警戒すべき公共下水道等の排水施設の基準）

第四条の二 法第十四条の二第一項第四号及び第二項第四号の国土交通省令で定める基準は、当該排水施設の周辺地域に住宅、要配慮者利用施設その他の雨水出水時に避難を行うことが想定される者が居住若しくは滞在する建築物又は避難施設、避難路その他の雨水出水時における避難の用に供する施設が存し、かつ、当該周辺地域の市町村の市町村長が当該周辺地域における雨水出水の発生のおそれに関する雨量、当該排水施設の水位その他の情報を入手することができることとする。

（雨水出水浸水想定区域の指定の際の明示事項）

第五条 法第十四条の二第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 指定の区域

二 浸水した場合に想定される水深

三 浸水継続時間

2 法第十四条の二第一項第一号 又は 第二項第一号 に掲げる排水施設に係る雨水出水浸水想定区域の指定は、前項各号 に掲げる事項のほか、主要な地点における一定の時間ごとの水深の変化を明らかにしてするものとする。

(雨水出水浸水想定区域等の公表)

第六条 法第十四条の二第四項の規定による同条第三項の国土交通省令で定める事項の公表は、当該事項を定めた旨について、都道府県又は市町村の公報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により行うとともに、これらを表示した図面を都道府県知事又は市町村長の指定する場所において閲覧に供することにより行うものとする。

2 前項の図面には、雨水出水浸水想定区域の指定の前提となる降雨が想定最大規模降雨であることを明示しなければならない。

(高潮浸水想定区域の指定)

第七条 法第十四条の三第一項に規定する高潮浸水想定区域（以下単に「高潮浸水想定区域」という。）の指定は、同項に規定する想定し得る最大規模の高潮であって国土交通大臣が定める基準に該当するものによって堤防等の決壊が想定される当該海岸の全ての区間において堤防等が決壊することを想定して行うものとする。

2 高潮浸水想定区域の指定に当たっては、堤防等の構造及び管理の状況を勘案するものとする。

3 前項の場合には、都道府県知事は、堤防等の構造及び管理の状況について、海岸管理者その他の関係のある施設の管理者の意見を聴くものとする。

4 第一条第六項の規定は、高潮浸水想定区域の指定について準用する。この場合において、同項中「想定最大規模降雨」とあるのは、「想定し得る最大規模の高潮であって国土交通大臣が定める基準に該当するもの」と読み替えるものとする。

(高潮による災害の発生を警戒すべき海岸の基準)

第七条の二 法第十四条の三第一項第二号の国土交通省令で定める基準は、当該海岸の周辺地域に住宅、要配慮者利用施設その他の高潮時に避難を行うことが想定される者が居住若しくは滞在する建築物又は避難施設、避難路その他の高潮時における避難の用に供する施設が存し、かつ、当該周辺地域の市町村の市町村長が当該周辺地域における高潮の発生のおそれに関する気象の状況その他の情報を入手することができることとする。

(高潮浸水想定区域の指定の際の明示事項)

第八条 法第十四条の三第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 指定の区域

二 浸水した場合に想定される水深

三 浸水継続時間

(高潮浸水想定区域等の公表)

第九条 法第十四条の三第三項の規定による同条第二項の国土交通省令で定める事項の公表は、当該事項を定めた旨について、都道府県の公報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により行うとともに、これらを表示した図面を都道府県知事の指定する場所において閲覧に供することにより行うものとする。

2 前項の図面には、高潮浸水想定区域の指定の前提となる高潮が想定し得る最大規模の高潮であって国土交通大臣が定める基準に該当するものであることを明示しなければならない。

(大規模な工場その他の施設の用途及び規模の基準)

第十条 法第十五条第一項第四号ハの国土交通省令で定める基準は、工場、作業場又は倉庫で、延べ面積が一万平方メートル以上のものであることとする。

(市町村地域防災計画において定められた事項を住民等に周知させるための必要な措置)

第十一条 法第十五条第三項の住民、滞在者その他の者（以下この条において「住民等」という。）に周知させるための必要な措置は、次に掲げるものとする。

一 第二条第一号及び第二号、第五条第一号及び第二号並びに第八条第一号及び第二号に掲げる事項を表示した図面に市町村地域防災計画において定められた法第十五条第一項各号に掲げる事項（次のイ又はロに掲げる区域をその区域に含む市町村にあっては、それぞれイ又はロに定める事項を含む。）を記載したもの（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。）を、印刷物の配布その他の適切な方法により、各世帯に提供すること。

イ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の土砂災害警戒区域 同法第八条第三項に規定する事項

ロ 津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）第五十三条第一項の津波災害警戒区域 同法第五十五条に規定する事項

二 前号の図面に表示した事項及び記載した事項に係る情報を、インターネットの利用その他の適切な方法により、住民等がその提供を受けることができる状態に置くこと。

(地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画に定めるべき事項)

第十二条 法第十五条の二第一項の地下街等の利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 地下街等における洪水時等の防災体制に関する事項

二 地下街等の利用者の洪水時等の避難の誘導に関する事項

三 地下街等における洪水時等の浸水の防止のための活動に関する事項

四 地下街等における洪水時等の避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項

五 地下街等における洪水時等を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項

六 自衛水防組織の業務に関する次に掲げる事項

イ 法第二条第三項に規定する水防管理者（以下単に「水防管理者」という。）その他関係者との連絡調整、利用者が避難する際の誘導、浸水の防止のための活動その他の水災による被害の軽減のために必要な業務として自衛水防組織が行う業務に係る活動要領に関する事項

ロ 自衛水防組織の構成員に対する教育及び訓練に関する事項

ハ その他自衛水防組織の業務に関し必要な事項

七 前各号に掲げるもののほか、地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な措置に関する事項

２ 地下街等の所有者又は管理者は、雨水出水に係る前項の計画において同項第二号に掲げる事項を定めるときは、当該地下街等の利用者の全てが安全に避難できることを国土交通大臣が定める方法により確認するものとする。

（統括管理者の設置等）

第十三条 地下街等の自衛水防組織には、統括管理者を置かなければならない。

２ 統括管理者は、地下街等の自衛水防組織を統括する。

３ 地下街等の自衛水防組織にその業務を分掌する内部組織を編成する場合は、当該内部組織の業務の内容及び活動の範囲を明確に区分し、当該内部組織にその業務の実施に必要な要員を配置するとともに、当該内部組織を統括する者を置くものとする。

（連続する二以上の地下街等の所有者又は管理者による地下街等の自衛水防組織の設置）

第十四条 法第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた連続する二以上の地下街等の所有者又は管理者が共同して法第十五条の二第一項に規定する計画を作成するとき、当該地下街等の所有者又は管理者は、共同して自衛水防組織を置くことができる。

（地下街等の自衛水防組織の設置に係る報告事項）

第十五条 法第十五条の二第十項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 統括管理者の氏名及び連絡先

二 自衛水防組織の内部組織の編成及び要員の配置

三 法第十五条第一項第一号に規定する洪水予報等の伝達を受ける構成員の氏名及び連絡先

（要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画に定めるべき事項）

第十六条 法第十五条の三第一項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 要配慮者利用施設における洪水時等の防災体制に関する事項

二 要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の避難の誘導に関する事項

三 要配慮者利用施設における洪水時等の避難の確保を図るための施設の整備に関する事項

四 要配慮者利用施設における洪水時等を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項

五 自衛水防組織を置く場合にあっては、当該自衛水防組織の業務に関する次に掲げる事項

イ 水防管理者その他関係者との連絡調整、利用者が避難する際の誘導その他の水災による被害の軽減のために必要な業務として自衛水防組織が行う業務に係る活動要領に関する事項

ロ 自衛水防組織の構成員に対する教育及び訓練に関する事項

ハ その他自衛水防組織の業務に関し必要な事項

六 前各号に掲げるもののほか、要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

（自衛水防組織に関する規定の要配慮者利用施設についての準用）

第十七条 第十三条及び第十五条の規定は、要配慮者利用施設の自衛水防組織について準用する。この場合において、同条中「第十五条の二第十項」とあるのは、「第十五条の三第八項」と読み替えるものとする。

（大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画に定めるべき事項）

第十八条 法第十五条の四第一項の大規模工場等（法第十五条第一項第四号ハに規定する大規模工場等をいう。以下同じ。）の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 大規模工場等における洪水時等の防災体制に関する事項

二 大規模工場等における洪水時等の浸水の防止のための活動に関する事項

三 大規模工場等における洪水時等の浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項

四 大規模工場等における洪水時等を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項

五 自衛水防組織を置く場合にあっては、当該自衛水防組織の業務に関する次に掲げる事項

イ 水防管理者その他関係者との連絡調整、浸水の防止のための活動その他の水災による被害の軽減のために必要な業務として自衛水防組織が行う業務に係る活動要領に関する事項

ロ 自衛水防組織の構成員に対する教育及び訓練に関する事項

ハ その他自衛水防組織の業務に関し必要な事項

六 前各号に掲げるもののほか、大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な措置に関する事項

（自衛水防組織に関する規定の大規模工場等についての準用）

第十九条 第十三条及び第十五条の規定は、大規模工場等の自衛水防組織について準用する。この場合において、同条中「第十五条の二第十項」とあるのは、「第十五条の四第二項」と読み替えるものとする。

（その状況が帯状の盛土構造物が存する土地に類する土地）

第十九条の二 法第十五条の六第一項の国土交通省令で定める土地は、河川の氾濫により流路沿いに繰り返し土砂が堆積し、周囲の土地より高くなった帯状の土地（次条第一項第四号及び第十九条の四第一号ロにおいて「自然堤防」という。）とする。

（浸水被害軽減地区の指定の公示）

第十九条の三 法第十五条の六第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による指定（同条第五項において準用する場合にあっては、指定の解除。以下この項において同じ。）の公示は、次に掲げる事項について、市町村、水防事務組合又は水害予防組合の公報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により行うものとする。

- 一 浸水被害軽減地区の指定をする旨
 - 二 当該浸水被害軽減地区の名称及び指定番号
 - 三 当該浸水被害軽減地区の位置
 - 四 当該浸水被害軽減地区内の土地に存する輪中堤防その他の帯状の盛土構造物又は自然堤防の高さ
- 2 前項第三号の浸水被害軽減地区の位置は、次に掲げるところにより明示するものとする。
- 一 市町村、大字、字、小字及び地番
 - 二 平面図

（浸水被害軽減地区の標識の設置の基準）

第十九条の四 法第十五条の七第一項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 次に掲げる事項を明示したものであること。
- イ 浸水被害軽減地区の名称及び指定番号
- ロ 浸水被害軽減地区内の土地に存する輪中堤防その他の帯状の盛土構造物又は自然堤防の高さ
- ハ 浸水被害軽減地区の管理者及びその連絡先
- ニ 標識の設置者及びその連絡先
- 二 浸水被害軽減地区の周辺に居住し、又は事業を営む者の見やすい場所に設けること。

（浸水被害軽減地区内の土地における行為の届出）

第十九条の五 法第十五条の八第一項の規定による届出は、別記様式の届出書を提出して行うものとする。

2 法第十五条の八第一項本文に規定する行為の設計又は施行方法は、計画図により定めなければならない。

3 前項の計画図は、次の表の定めるところにより作成したものでなければならない。

図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
浸水被害軽減地区の位置図	浸水被害軽減地区の位置	二千五百分の一以上	
浸水被害軽減地区の現況図	浸水被害軽減地区の形状	二千五百分の一以上	平面図、縦断面図及び横断面図により示すこと。
法第十五条の八第一項本文に規定する行為の計画図	当該行為を行う場所	二千五百分の一以上	
	当該行為を行った後の浸水被害軽減地区の形状	二千五百分の一以上	平面図、縦断面図及び横断面図により示すこと。

（浸水被害軽減地区内の土地における行為の届出書の記載事項）

第十九条の六 法第十五条の八第一項の国土交通省令で定める事項は、同項本文に規定する行為の完了予定日並びに当該行為の対象となる浸水被害軽減地区の名称及び指定番号とする。

（浸水被害軽減地区内の土地における行為の届出の内容の通知）

第十九条の七 法第十五条の八第二項の規定による通知は、第十九条の五第一項の届出書の写しを添付してするものとする。

（氾濫による被害の拡大を防止するための作業）

第二十条 水防法施行令（平成二十三年政令第四百二十八号）第二条第五号の国土交通省令で定める作業は、流水が河川外に流出した場合において、これによる災害の発生を防止し、又は災害を軽減するために器具又は資材を設置し、水流を制御する作業とする。

（水防協力団体として指定することができる法人に準ずる団体）

第二十一条 法第三十六条第一項の国土交通省令で定める団体は、法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとする。

（権限の委任）

第二十二条 法に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるもの以外のものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、法第四十七条第一項及び第四十八条の規定に基づく権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

- 一 法第十条第二項の規定により河川を指定すること。
- 二 法第十三条第一項の規定により河川を指定すること。
- 三 法第十六条第一項の規定により河川、湖沼又は海岸を指定すること。
- 四 法第三十一条の規定により指示をすること。
- 五 法第四十六条の規定により表彰を行うこと。

附 則

この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則 （平成一三年六月二六日国土交通省令第一〇二号）

この省令は、水防法の一部を改正する法律（平成十三年法律第四十六号）の施行の日（平成十三年七月三日）から施行する。

附 則 （平成一七年六月一日国土交通省令第六二号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十七年七月一日）から施行する。

附 則 （平成二三年一二月二六日国土交通省令第一〇〇号）

この省令は、津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）の施行の日（平成二十三年十二月二十七日）から施行する。

附 則 （平成二五年七月五日国土交通省令第五九号）

この省令は、水防法及び河川法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年七月十一日）から施行する。

附 則 （平成二五年九月一三日国土交通省令第七六号）

この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年九月十四日）から施行する。

附 則 （平成二七年一月一六日国土交通省令第二号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年一月十八日）から施行する。

附 則 （平成二七年七月一七日国土交通省令第五四号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、水防法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年七月十九日）から施行する。

附 則 （平成二九年六月一四日国土交通省令第三六号）

この省令は、水防法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年六月十九日）から施行する。

附 則 （令和二年一二月二三日国土交通省令第九八号）

（施行期日）

1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 （令和三年七月一四日国土交通省令第四八号）

この省令は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律〔令和三年五月法律第三一号〕附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年七月十五日）から施行する。

附 則 （令和三年一〇月二九日国土交通省令第六九号） 抄

（施行期日）

1 この省令は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和三年五月法律第三一号）の施行の日（令和三年十一月一日）から施行する。〔後略〕

別記様式（第19条の5関係）〔略〕

広島県水防協議会条例

昭和二十四年十一月十八日

条例第七十号

第一条 水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第八条第一項の規定に基づき広島県水防協議会（以下「協議会」という。）を置き、協議会の組織及び運営については、この条例の定めるところによる。

第二条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 会長に事故があるときは、その指名する委員が、その職務を代理する。

第三条 委員の定数は、十五人以内とする。

2 水防法第八条第四項の規定により学識経験のある者のうちから委嘱された委員の任期は、二年とする。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の委員は、再任されることができる。

4 知事において特別の事由があると認めたときは、第二項の規定にかかわらず、その任期中においても、これを免じ又は解職することができる。

第四条 会長は、会議を招集し、その議長となる。

第五条 協議会は、委員の三分の一以上が出席するものでなければ、会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第六条 協議会に幹事若干人を置く。

2 幹事は、関係行政機関の職員及び水防に関係のある団体の職員のうちから知事が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、会長及び委員を補佐する。

第七条 協議会の庶務は、土木建築局において処理する。

第八条 前各条に定めるもののほか、協議会について必要な事項は、会長が定める。

参考資料3

水防資材費国庫補助基準

第1 国庫補助の対象

次の各号に掲げるものを補助対象とする。

(1) 一般災害に係るもの

1月1日から10月31日までの間に行った水防活動に際して使用した水防資材の費用について補助するものとする。

(2) 激甚災害に係るもの

激甚災害に指定された期間内において行った水防活動に際して使用した水防資材の費用について補助するものとする。

第2 補助基準額及び補助率

第3により算出した水防資材費の合計額が、都道府県にあつては190万円以上、水防管理団体にあつては35万円以上となる場合にその合計額の1/3を補助する。

ただし、激甚災害に係るものについて、都道府県にあつては190万円、水防管理団体にあつては35万円を超える部分がある場合にその超過額の2/3を補助する。

第3 国庫補助の対象となる水防資材の範囲及び費用の算定

(1) 第1及び第2に規定する水防資材は、俵、かます、布袋類、畳、むしろ、なわ、竹、生木、丸太、杭、板類、鉄線、くぎ、かすがい、蛇籠、置石及び土砂とする。

ただし、水防の用途に再使用し、又は他の用途に使用することができるもの及び公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（昭26政107）第4条の規定により災害復旧事業の事業に含まれる費用に係るものは、補助基本額から控除するものとする。

(2) 使用した水防資材費の算定は、次ぎの各号によるものとする。

イ) 水防倉庫等の備蓄資材を使用した場合は、当該資材の購入価格とする。

ロ) 水防法第21条の規定により公用徴収した資材についてはその弁償価格とする。

ハ) 都道府県から有償で補給を受けた資材については、都道府県における当該資材の購入価格とする。

ニ) 一般市場から購入して使用した資材については、通常の場合における時価の範囲とする。

ホ) 前記各号の資材で数次に分けて購入し、又は徴収した資材のうち、その一部のみを使用した場合において個別に単価の明らかでない場合は、その平均単価をもって使用した資材の単価とみなす。

参考資料4

広島県水防協議会役員名簿

令和6年7月1日 現在

所 属 機 関 名	役 職 名	氏 名	役員
広島県	知事	湯崎 英彦	会長
広島県議会	建設委員長	三好 良治	委員
広島地方気象台	台長	徳廣 貴之	委員
中国総合通信局	局長	小原 弘嗣	委員
中国地方整備局	河川部長	本田 康秀	委員
陸上自衛隊第13旅団	旅団長	徳永 勝彦	委員
第六管区海上保安本部	警備救難部長	戸田 陽一	委員
広島県警察本部	警察本部長	則包 卓嗣	委員
広島県市長会	会長	松井 一實	委員
広島県町村会	会長	吉田 隆行	委員
西日本旅客鉄道株式会社中国統括本部	中国統括本部長	藏原 潮	委員
西日本電信電話株式会社中国支店	支店長	桑原 史憲	委員
日本放送協会広島放送局	局長	藤森 康江	委員
株式会社中国放送	執行役員報道制作局長	伊藤 誠治	委員
広島県女性防火クラブ連絡協議会	会長	竹下 純子	委員
広島県	土木建築局長	上田 隆博	委員
広島地方気象台	防災管理官	川田 保	幹事
中国総合通信局	防災対策推進室長	石丸 須弥子	幹事
中国地方整備局	河川部水災害対策センター長	斉藤 一正	幹事
陸上自衛隊第13旅団	司令部第3部長	梶原 俊光	幹事
海上自衛隊呉地方総監部	防衛部第3幕僚室長	坂井 博之	幹事
第六管区海上保安本部	警備救難部環境防災課長	青竹 功	幹事
広島県警察本部	警備部危機管理課長	島谷 健治	幹事
広島県市長会・広島県町村会	事務局長	金光 義雅	幹事
広島市危機管理室	危機管理課長	森 渉	幹事
西日本旅客鉄道株式会社中国統括本部	経営企画部(総務)課長	伊藤 秀真	幹事
西日本電信電話株式会社中国支店	設備部災害対策室 室長	澤野 雅典	幹事
中国電力株式会社西部水力センター	水力総括課長	坂田 敏郎	幹事
日本放送協会広島放送局	コンテンツセンター専任部長	藤田 義隆	幹事
株式会社中国放送	報道制作センターニュース担当部長	小林 康秀	幹事
広島県	危機管理監危機管理課長	松岡 靖樹	幹事
広島県	農業基盤課長	平谷 壽崇	幹事
広島県	道路河川管理課長	宮津 透	幹事
広島県	河川課長	水頭 顕治	幹事
広島県	西部建設事務所長	細羽 則生	幹事

参考資料5

令和5年の水防活動状況

1 水防管理団体活動状況（令和5年1月～12月）

広島県内の水防管理団体数：23 団体（市町数と同数）

広島県内の消防団員数（令和6年1月1日現在）：19,745 人（昨年比△320 人）

区分	水防管理団体数	活動人数	主な気象状況	活動内容	主な活動市町
1月～3月	-	-	-	-	-
4月～5月	7	85	4月、5月大雨	河川巡視 排水作業 等	広島市、三次市、廿日市市、坂町、大崎上島町
6月	16	364	6月大雨	河川巡視 排水作業 倒木撤去 ポンプ場 管理 避難所運営	広島市、呉市、三次市、廿日市市、江田島市、海田町、坂町、熊野町
7月	24	1,204	7月大雨	河川巡視 土のう積 排水作業 等	広島市、呉市、福山市、三次市、廿日市市、江田島市、海田町、坂町、熊野町、北広島町
8月	2	50	8月大雨	排水作業 河川巡視 等	福山市、廿日市市
9月	2	11	9月大雨	河川巡視 土砂撤去 等	廿日市市
10月～12月	-	-	-	-	-
合計	51	1,714			
(参考)					
令和4年実績	41	2,997			

2 令和5年水防警報発表状況等

※発表回数には、「解除」発表を含む。

月 日	水防警報（県発表）	洪水予報（県発表）
4月 26日	2 （ 1 河川）	
5月 6日	1 （ 1 河川）	
5月 7日	32 （ 19 河川）	
5月 8日	23 （ 19 河川）	
6月 2日	10 （ 5 河川）	
6月 30日	14 （ 8 河川）	
7月 1日	30 （ 16 河川）	
7月 5日	2 （ 1 河川）	
7月 8日	1 （ 1 河川）	
7月 9日	92 （ 26 河川）	5 （ 2 河川）
7月 10日	13 （ 8 河川）	
計	220	5

(参考)

令和4年実績	209	2
--------	-----	---

参考資料 6

非常災害の場合における無線局関係一覧表

1 非常用周波数をもっている無線局の状況

(1) 海上保安庁

(令和 6 年 1 月 1 日現在)

所属	電波型式	周波数 (k H z)	電力 (W)	使用識別信号	設置場所
海上保安庁	J 3 E	3730.5 7545 13406 3157.5 7800 13909	250 250 250 250 250 250	かいほひろしま	広島市南区宇品海岸3-10-17 第六管区海上保安本部 警備救難部救難課 送信所 山口県大島郡周防大島町 嘉納山 受信所 広島県呉市川尻町野呂山
				かいほひろしまきち	三原市本郷町善入寺甲94-22 第六管区海上保安本部 広島航空基地 送信所 山口県大島郡周防大島町 嘉納山 受信所 広島県呉市川尻町野呂山

(2) 地方自治体 (防災相互波をもっている無線局数)

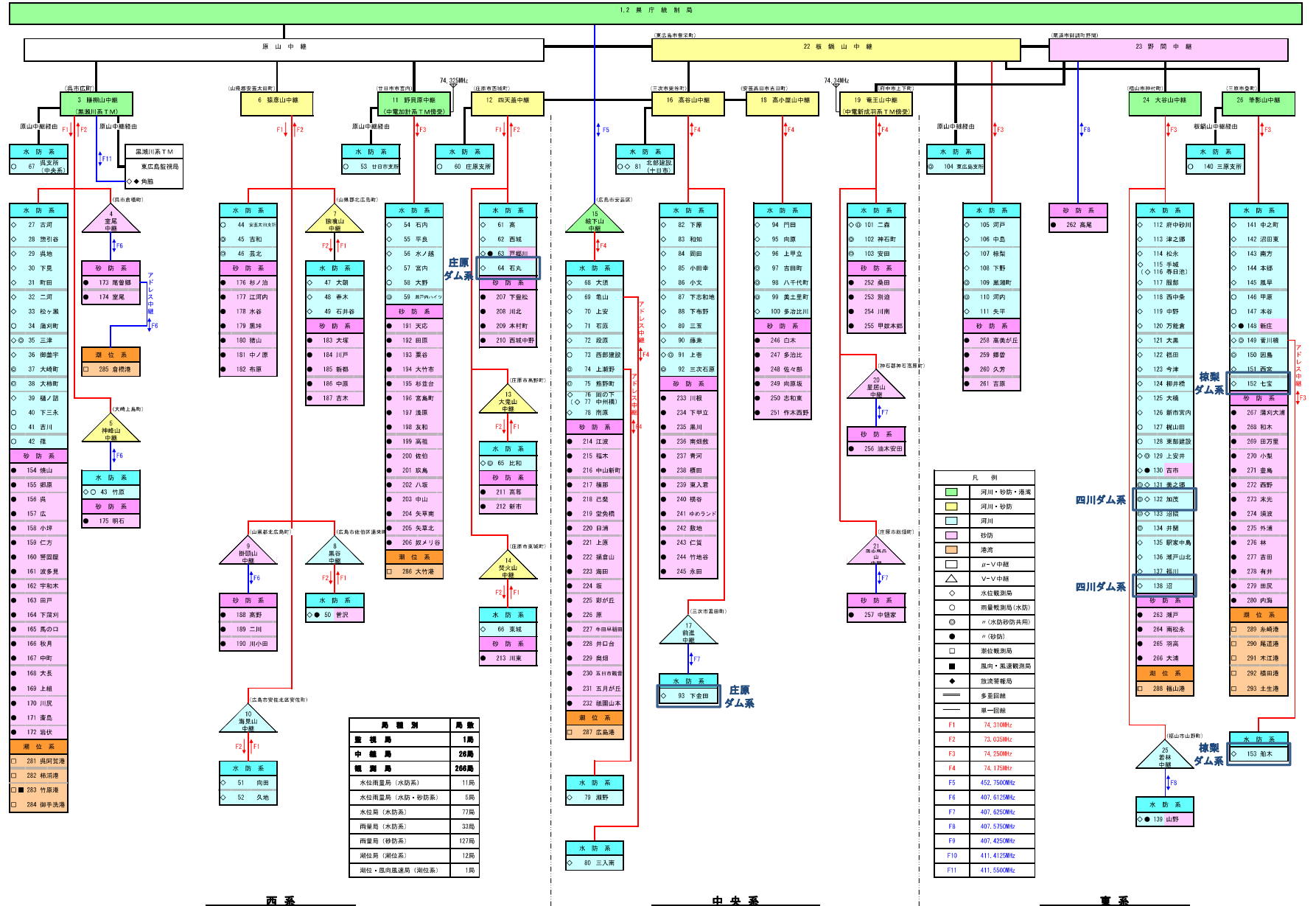
(中国総合通信局調べ)

令和 6 年 1 月 1 日現在

市町村名	1 5 0 M H z 帯			4 0 0 M H z 帯		
	基地局	陸上移動局	携帯局	基地局	陸上移動局	携帯局
広島県			20 (5)			
広島市		239 (237)	3 (1)			
呉市		2 (0)				
三原市		41 (41)			88 (88)	
尾道市		56 (56)			51 (51)	
庄原市					21 (0)	
大竹市		17 (17)				
東広島市					144 (144)	
廿日市市		58 (57)				
安芸高田市		245 (0)			26 (26)	
府中町		20 (20)				
北広島町		1 (0)				
福山地区消防組合		112 (112)			11 (11)	
備北地区消防組合					53 (53)	

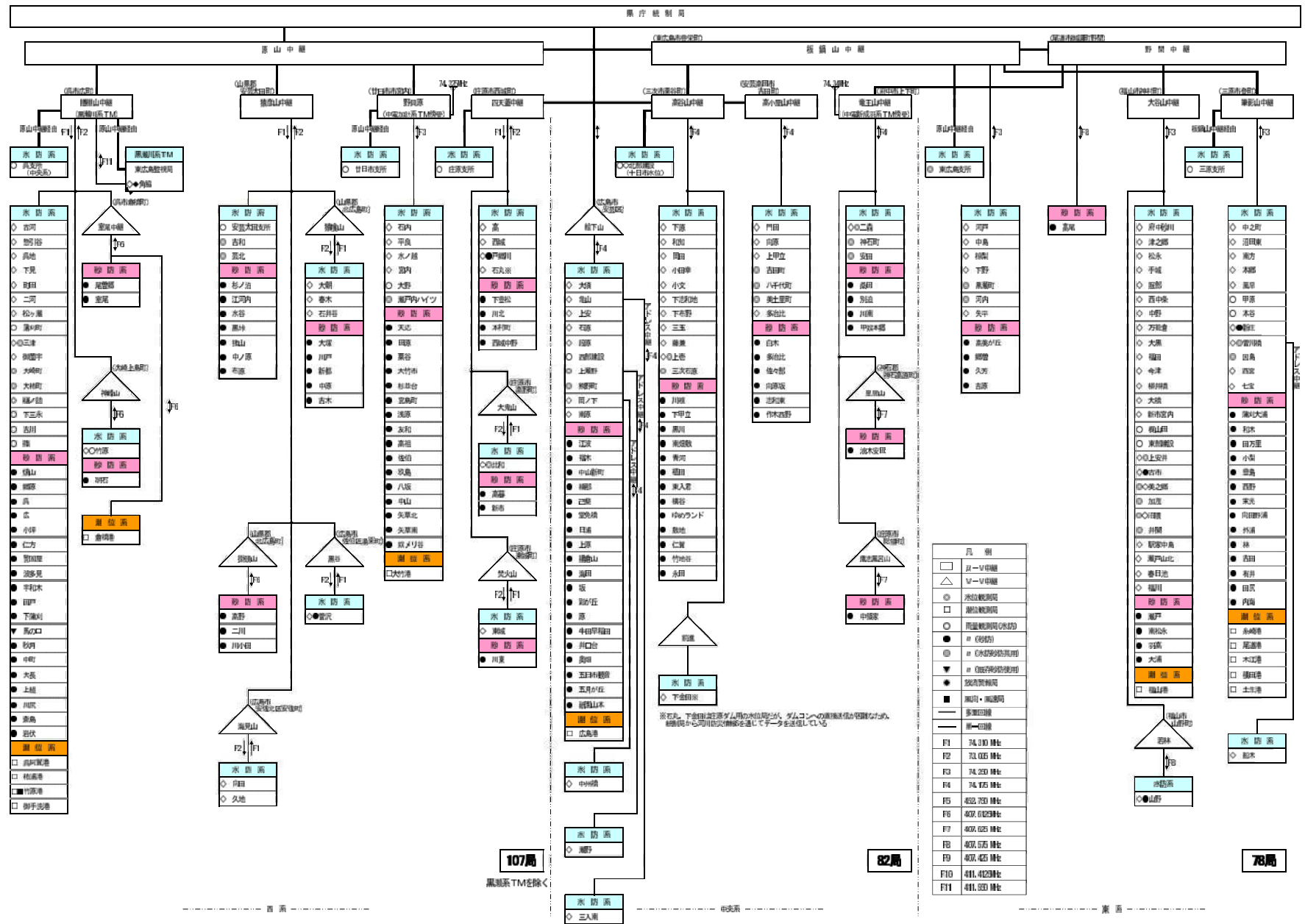
※ () 内の局数は、消防用を示す。

広島県水防テレメータ システム構成図



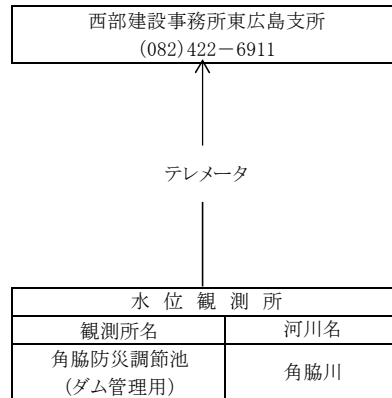
広島県水防テレメータシステム図線構成

広島県水防テレメータ システム構成図

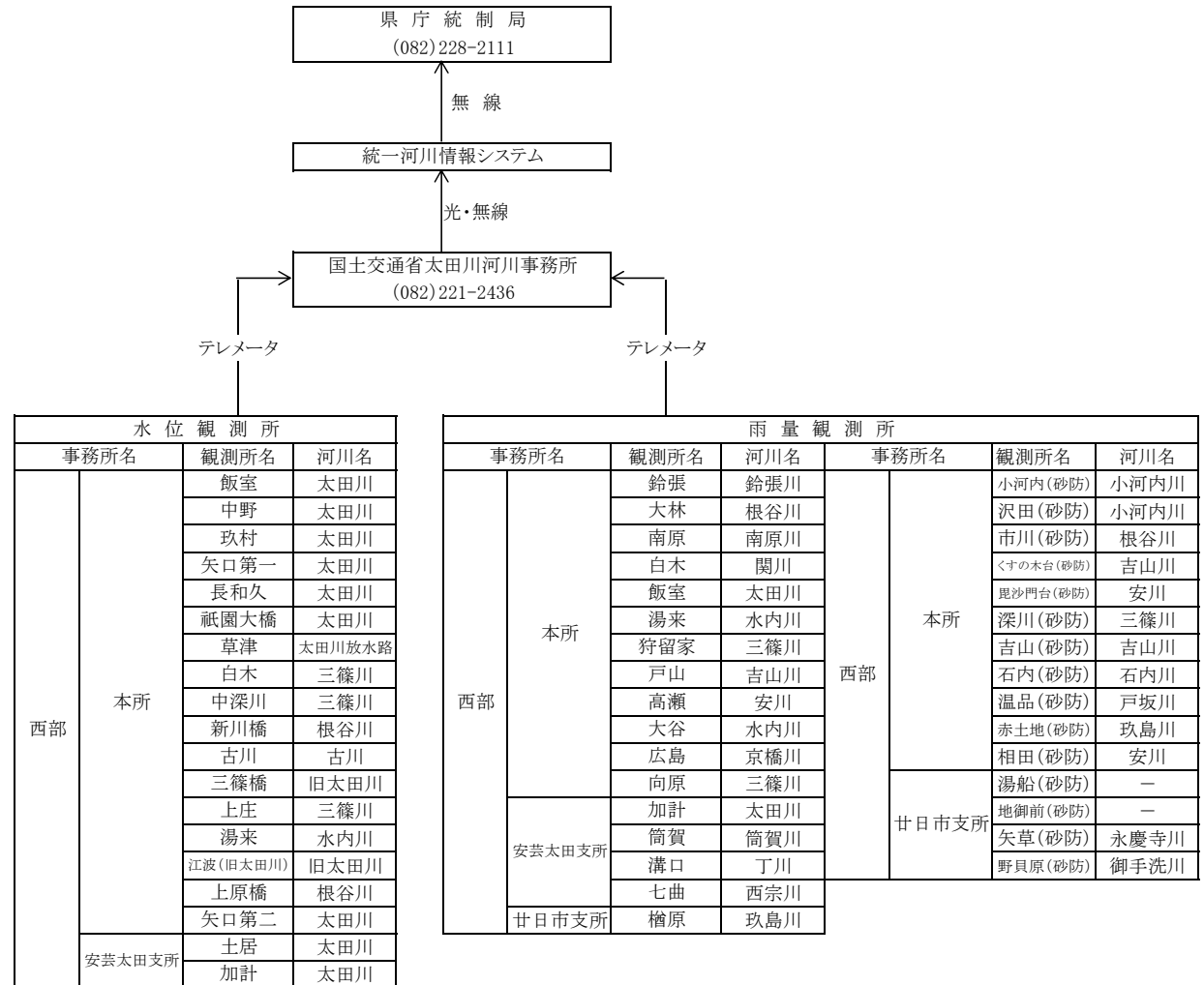


(4) 国土交通省

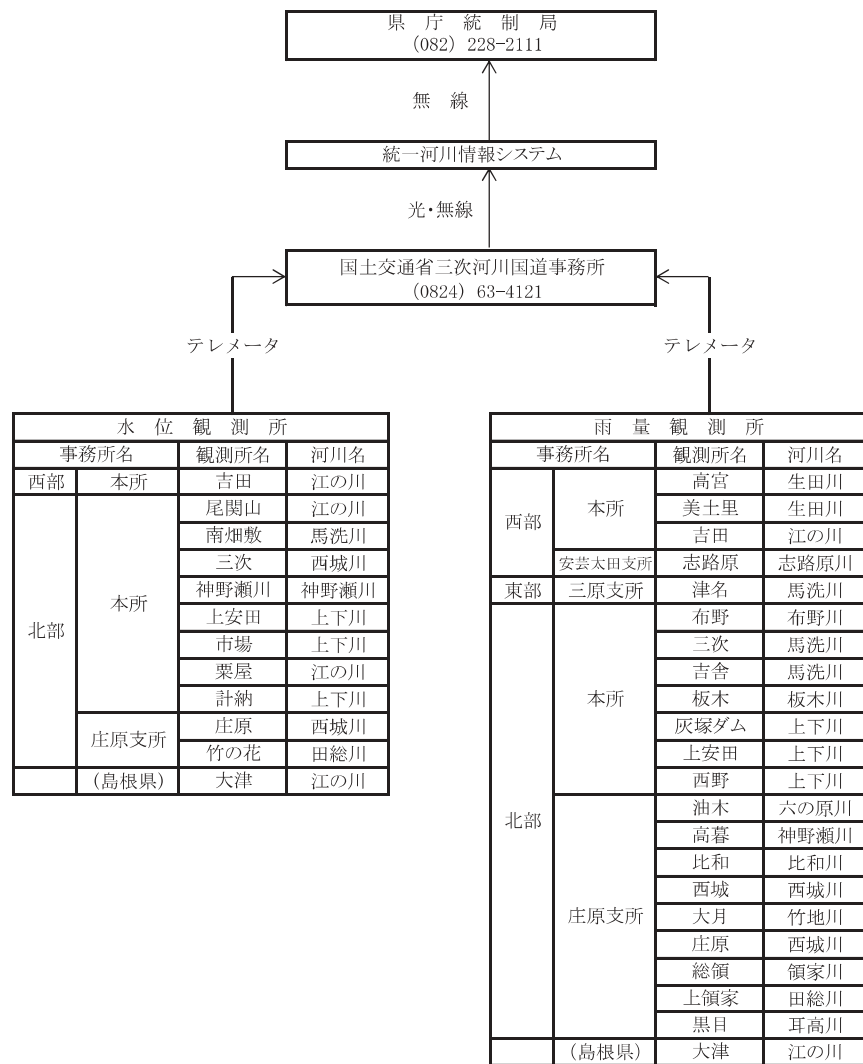
黒瀬川水系広島県水防テレメータ系統図



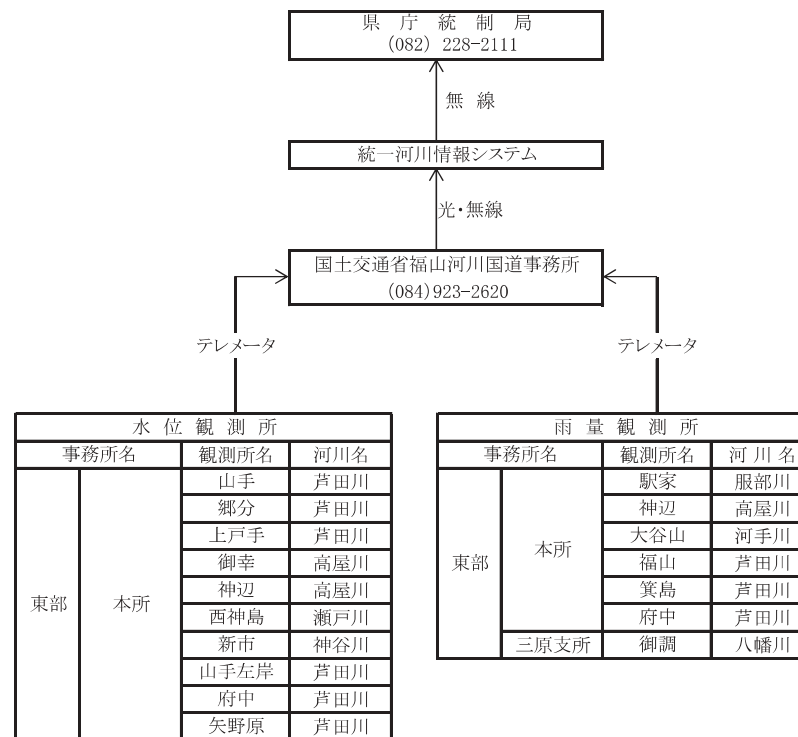
太田川水系国土交通省水文情報傍受系統図



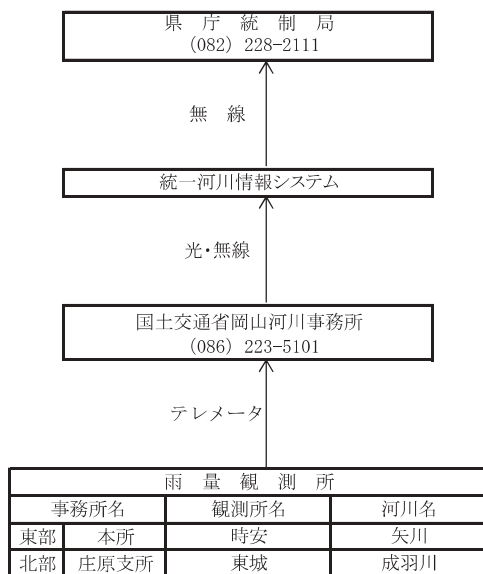
江の川水系国土交通省水文情報傍受系統図



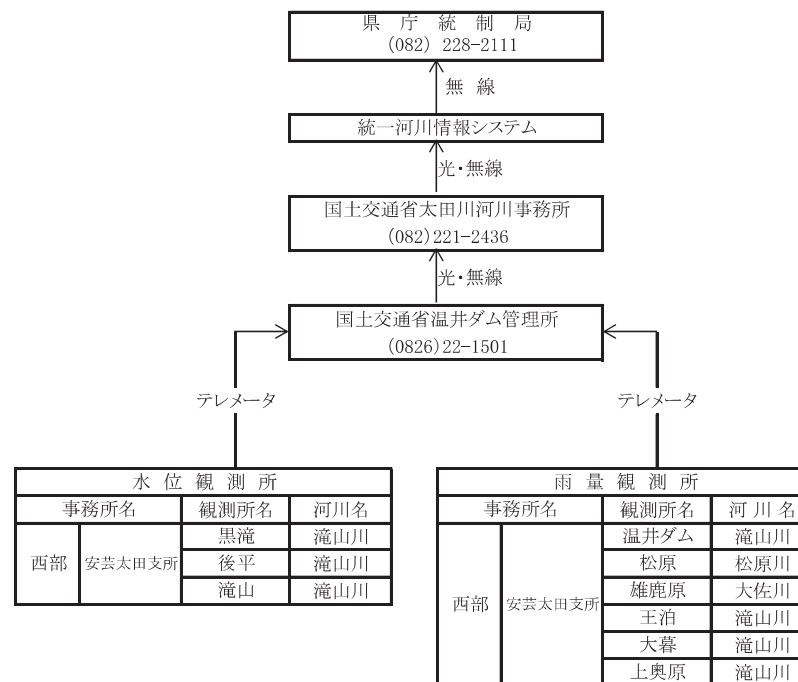
芦田川水系国土交通省水文情報傍受系統図



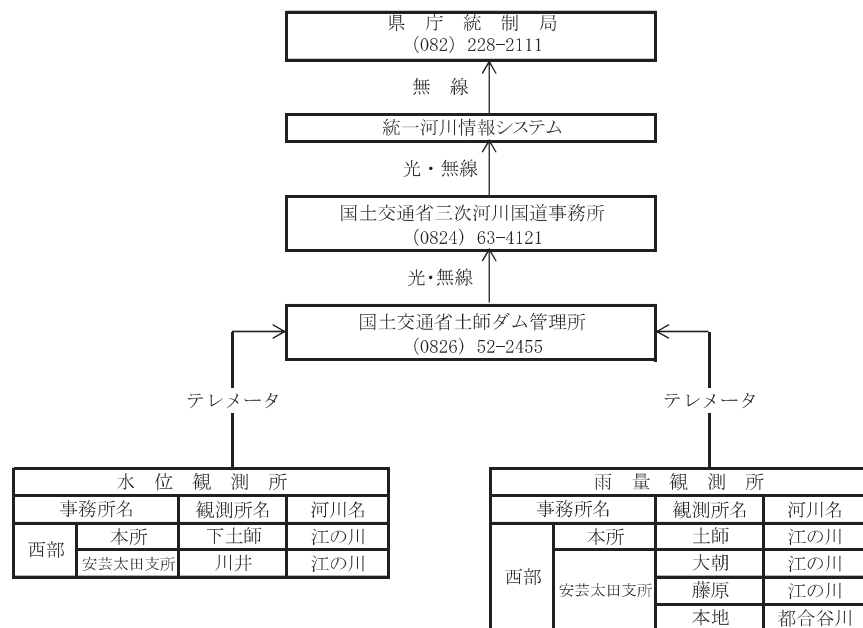
高梁川水系国土交通省水文情報傍受系統図



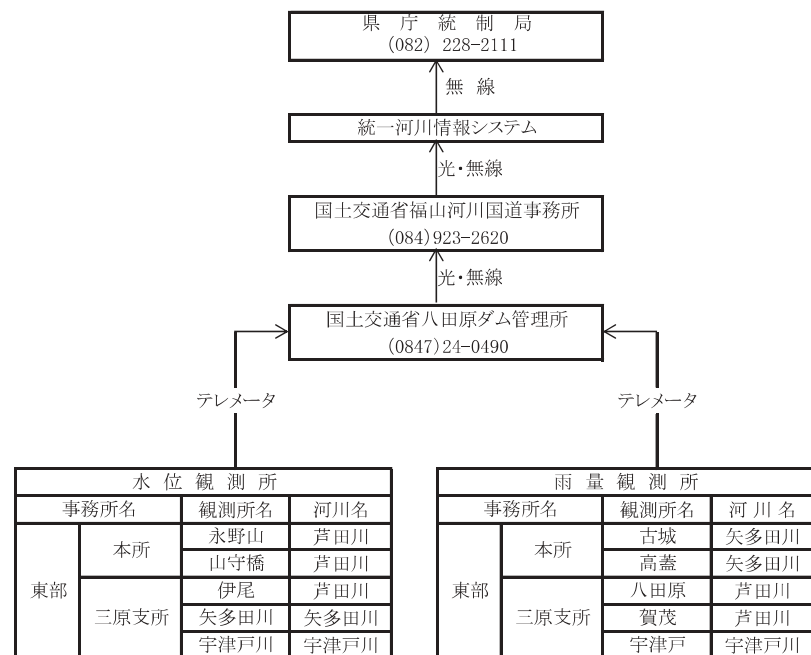
温井ダム系国土交通省水文情報傍受系統図



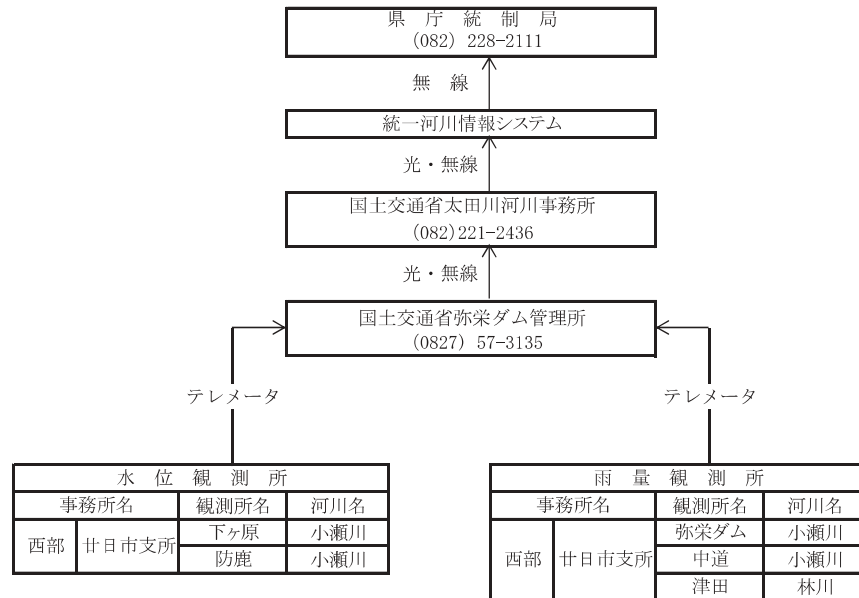
土師ダム系国土交通省水文情報傍受系統図



八田原ダム系国土交通省水文情報傍受系統図

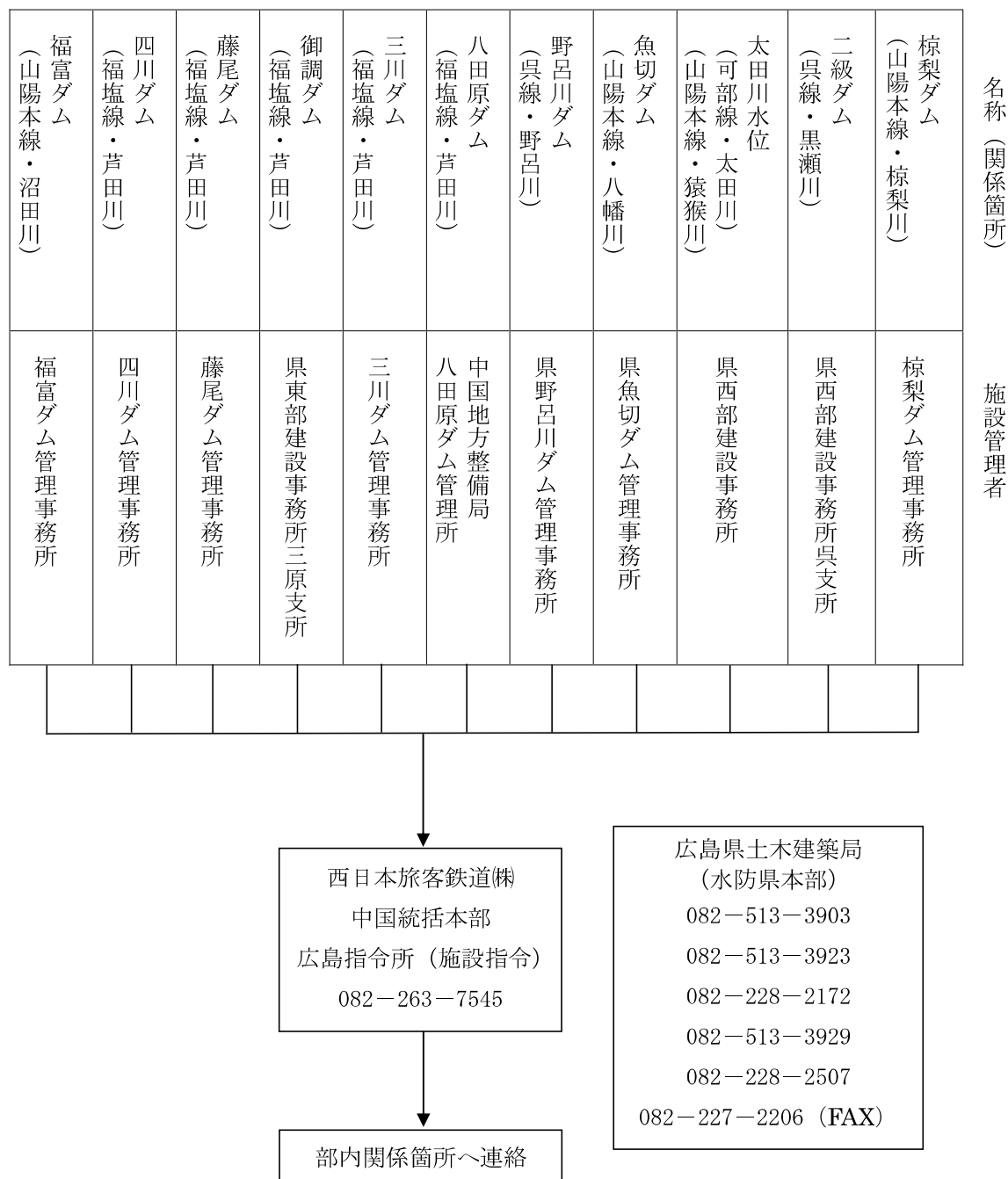


弥栄ダム系国土交通省水文情報傍受系統図



参考資料 7

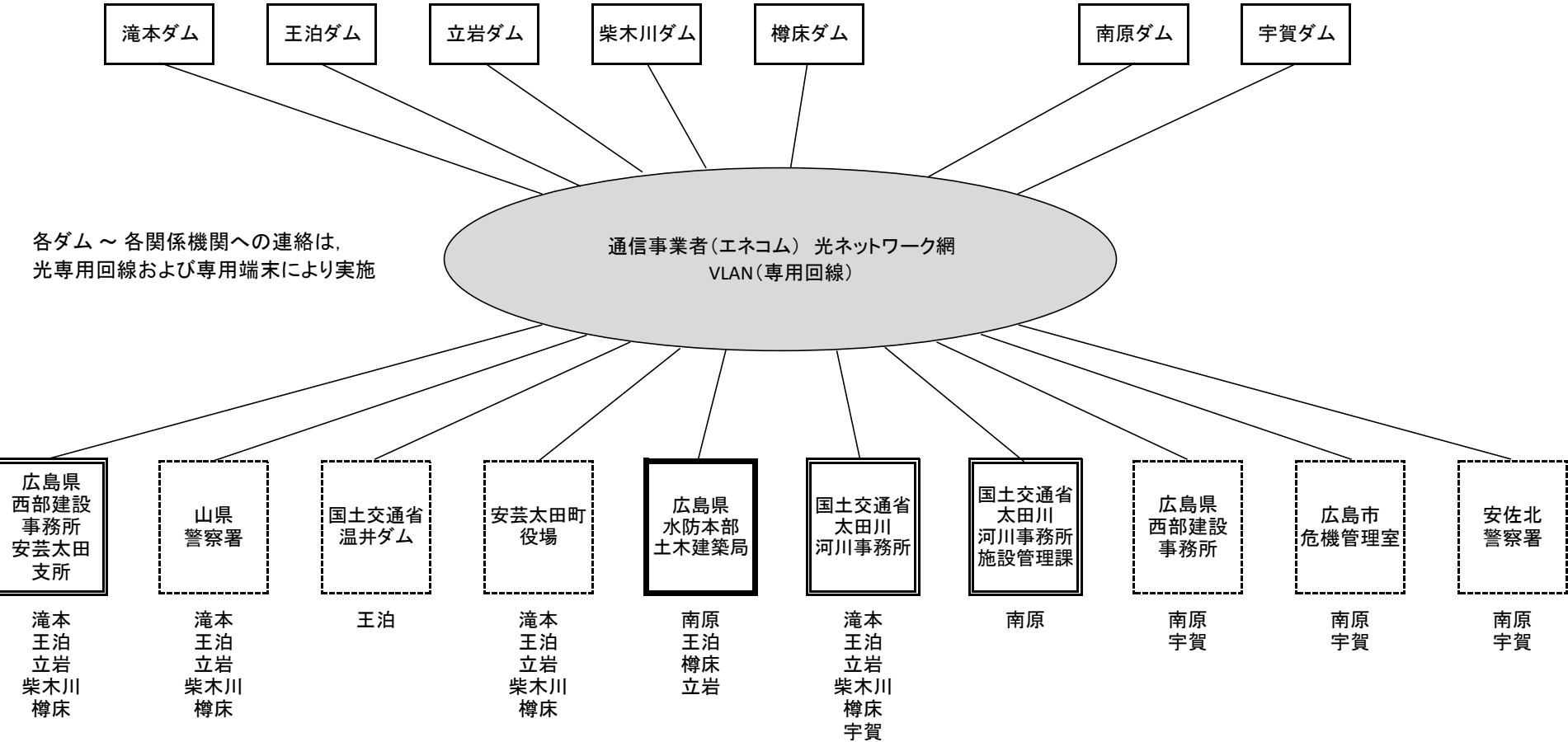
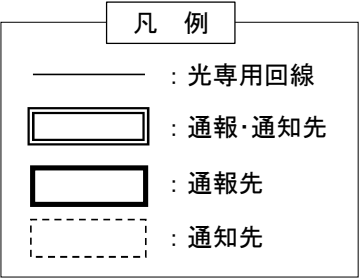
J R 西日本と関係ある堰堤状況通報図



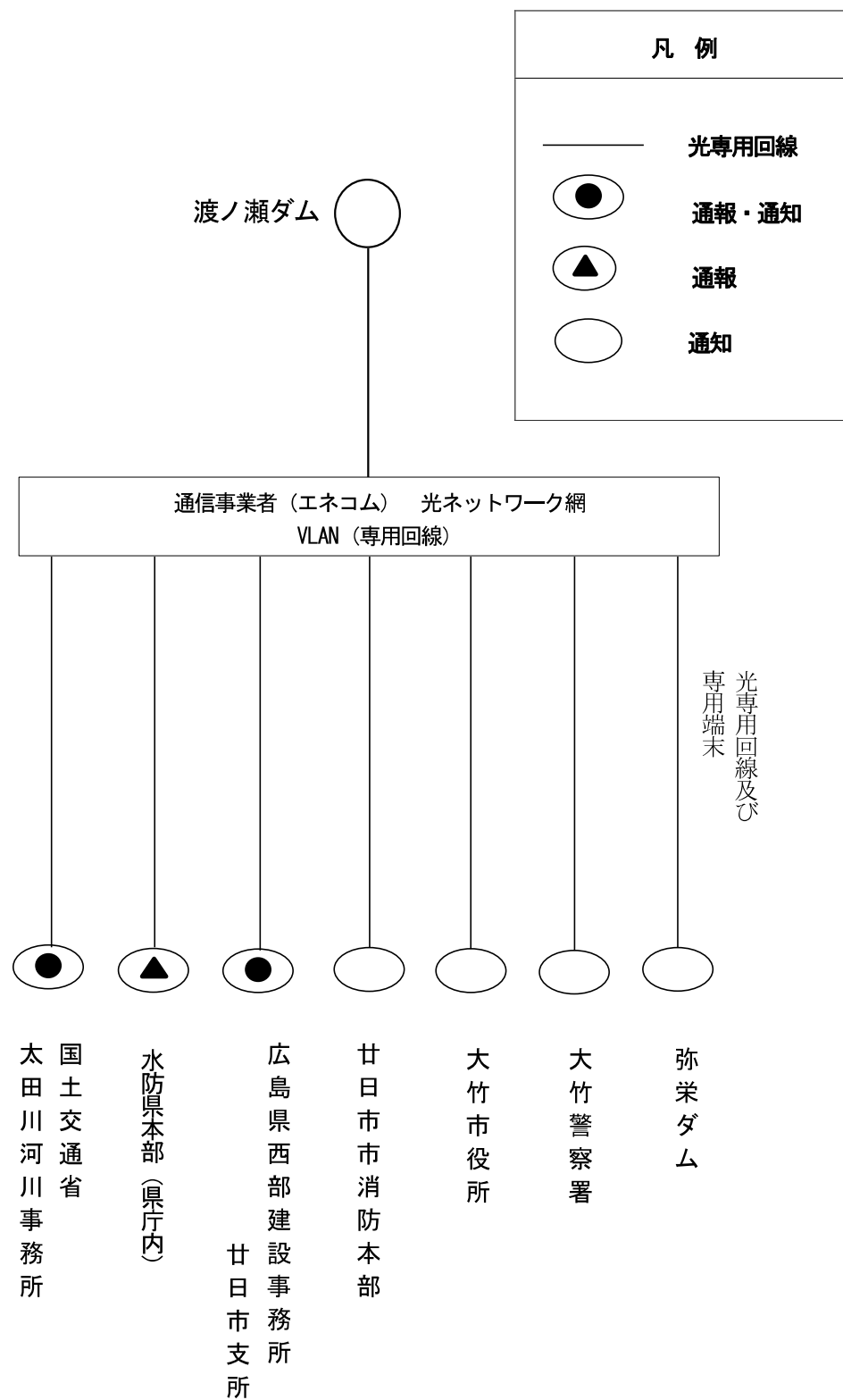
参考資料8

中国電力の行う連絡系統図

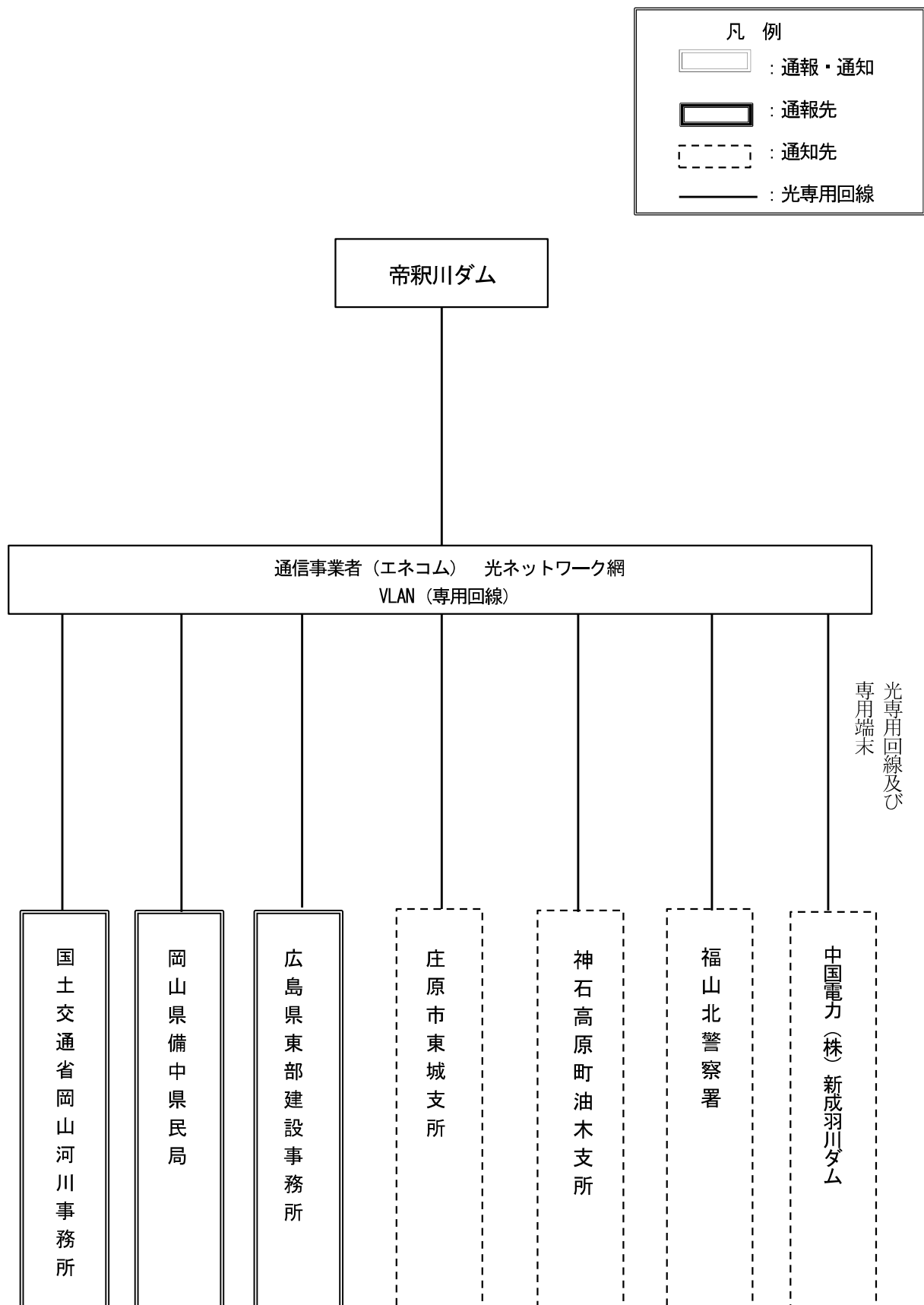
(1) 中国電力の行う太田川水系連絡系統図



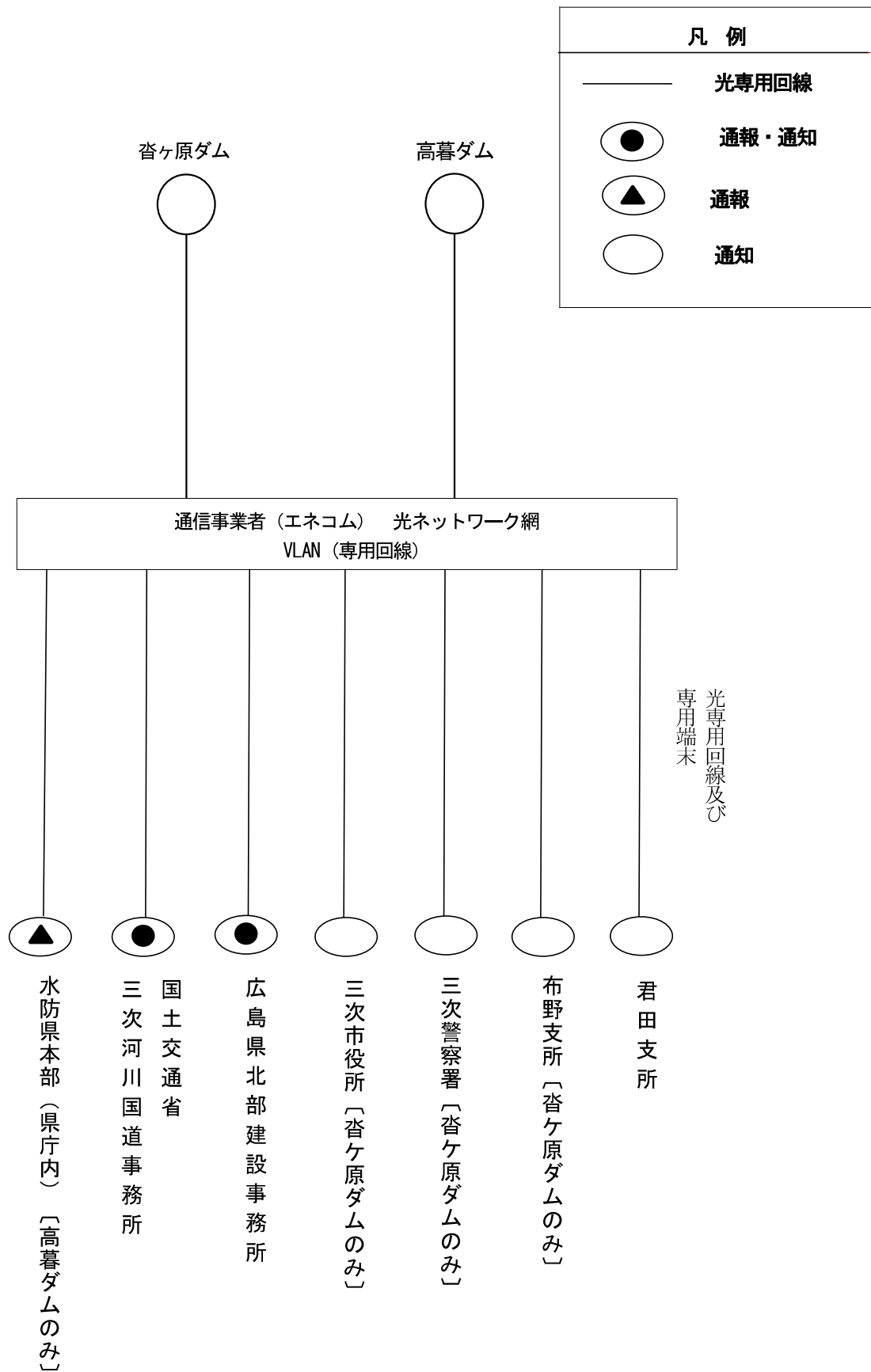
(2) 中国電力の行う小瀬川水系連絡系統図



(3) 中国電力の行う高梁川水系連絡系統図



(4) 中国電力の行う江の川水系連絡系統図



参考資料9

西日本電信電話㈱の取扱う気象警報と伝達

警報の種類

取り扱う警報の種類等は、次のとおりである。

種 類	取 扱 区 分	警 報 文
気象警報	暴 風 特 別 警 報 (数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想され、重大な災害が発生するおそれが著しく高まっている場合) 暴 風 特 別 警 報 解 除 (暴風特別警報を解除する旨の通報) 暴 風 警 報 (暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき) 暴 風 警 報 解 除 (暴風警報を解除する旨の通報)	・警報を行ったときは、その警報の全文 ・警報解除したときはその旨
	暴 風 雪 特 別 警 報 (数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想され、重大な災害が発生するおそれが著しく高まっている場合) 暴 風 雪 特 別 警 報 解 除 (暴風雪特別警報を解除する旨の通報) 暴 風 雪 警 報 (雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき) 暴 風 雪 警 報 解 除 (暴風雪警報を解除する旨の通報)	
	大 雨 特 別 警 報 (台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合) 大 雨 特 別 警 報 解 除 (大雨特別警報を解除する旨の通報) 大 雨 警 報 (大雨による重大な土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想したとき) 大 雨 警 報 解 除 (大雨警報を解除する旨の通報)	
	大 雪 特 別 警 報 (数十年に一度の降雪量となる大雪が予想され、重大な災害が発生するおそれが著しく高まっている場合) 大 雪 特 別 警 報 解 除 (大雪特別警報を解除する旨の通報) 大 雪 警 報 (降雪や積雪による住家等の被害や交通障害など、大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき) 大 雪 警 報 解 除 (大雪警報を解除する旨の通報)	
	高 潮 特 別 警 報 (数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想され、重大な災害が発生するおそれが著しく高まっている場合) 高 潮 特 別 警 報 解 除 (高潮特別警報を解除する旨の通報) 高 潮 警 報 (台風や低気圧等による異常な潮位上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき) 高 潮 警 報 解 除 (高潮警報を解除する旨の通報)	
	波 浪 特 別 警 報 (数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想され、重大な災害が発生するおそれが著しく高まっている場合) 波 浪 特 別 警 報 解 除 (波浪特別警報を解除する旨の通報) 波 浪 警 報 (高波による遭難や沿岸施設の被害など、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき) 波 浪 警 報 解 除 (波浪警報を解除する旨の通報)	
	洪 水 警 報 (河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水や氾濫により重大な洪水害が発生するおそれがあると予想したとき) 洪 水 警 報 解 除 (洪水警報を解除する旨の通報)	
	大 津 波 警 報 (担当する津波予報区において津波による重大な災害のおそれがあると予想されるとき。なお、大津波警報は津波特別警報に位置付けられる。) 津 波 警 報 (担当する津波予報区において津波による災害のおそれがあると予想されるとき) 津 波 注 意 報 (津波による災害のおそれがないと予想されるとき) 津 波 予 報 (津波警報を解除する旨の通報)	
	津 波 警 報 解 除	

(注) 上記以外の警報及び注意報は取り扱わない。

通信の応急対策

1 重要通信の確保

(1) 通信利用制限

災害等により通信のそ通が著しく輻輳し、困難となった場合、電気通信事業法に基づき通信の利用を制限（規制）する措置を行う。

(2) 重要通信の優先利用

防災関係機関については、通信の利用制限（規制）の対象としない「災害時優先電話」の承認を受けておくものとする。

また、災害時優先電話等に変更があった場合は、速やかにNTT西日本に変更を申込み、承認を受けておくものとする。

※災害時優先電話の承認申込み「116」

※非常電報・緊急電報申込み「115」

(3) 通信設備の応急復旧

被害を受けた通信設備は、できるだけ早くかつ的確に復旧を実施する。

2 特設公衆電話（無償）の要請

災害救助法等が適用された場合等に、避難場所等に設置する無料電話をいう。

要請先	082-511-1377
応答先	NTT西日本中国支店災害対策室

3 臨時電話（有償）等の申込み

30日以内の利用期間を指定して、加入電話の提供を受ける契約電話（有料）をいう。

申込み先ダイヤル番号	116
電話番号	116センタ

※一般電話申込みもこの番号です。

4 臨時携帯電話（有償）の申込み先（NTTドコモ）

携帯電話の申込み先	株式会社ドコモCSモバイルレンタルセンター
電話番号	0120-680-100

ダム・溜池一覧表

(1) ダム										
番号	水系名 (河川名)	名称	位置	管理者	操作責任者	目的	流域面積 ()内は間接集水を含むkm ²	有効貯水量千m ³	操作の基準	通知通報先
1	江の川水系 (神野瀬川)	高 暮	右 庄原市高野町高暮字本高暮山 左 〃	中国電力㈱	高暮ダム 管理主任技術者	利 水 (発 電)	156.7 (159.25)	35,858	洪水を予測した場合には事前に予備放流水位を確保し、洪水時は全ての洪水吐ゲートを全開して自然越流とする。	県水防本部、北部建設(事)、三次市君田支所、三次河川国道(事)
2	〃 (〃)	沓ヶ原	右 三次市君田町櫃田 左 〃	〃	沓ヶ原ダム 管理主任技術者	〃	180.2 (194.0)	320	洪水を予測した場合には事前に予備放流水位を確保し、洪水時は流入量相当量を放流する。	北部建設(事)、三次市、三次(警)、三次河川国道(事)、三次市布野支所、三次市君田支所
3	〃 (上下川)	灰 塚	右 三次市三良坂町仁賀 地先 左 〃	国土交通省	三次河川国道 事務所長	治 利 (上 水 水)	217.0	47,700	常用洪水吐きからの自然放流	北部建設(事)、三次市、三次(警)、備北地区消防本部、中国地方整備局、三次河川国道(事)
4	〃 (江の川)	土 師	右 安芸高田市八千代町勝田 左 〃 〃 土師	〃	土 師 ダ ム 管 理 所 長	治 利 (上水・工水) (農水・発電)	307.5	35,860	洪水流入初期においては、予備放流流入量が200m ³ /S以上で定率定量放流	北部建設(事)、三次市、安芸高田市、三次(警)、吉田(警)、安芸高田市(消)
5	太田川水系 (滝山川)	王 泊	右 山県郡北広島町細見字下山 左 山県郡安芸太田町大字平見谷字東榎平山	中国電力㈱	王泊ダム 管理主任技術者	利 水 (発 電)	123.7 (172.23)	26,100	洪水を予測した場合には事前に予備放流水位を確保し、洪水時は全ての洪水吐ゲートを全開して自然越流とする。	県水防本部、西部建設安芸太田(支)、安芸太田町、山県(警)、太田川河川(事)、温井ダム管理所
6	〃 (太田川)	鱒 溜	右 山県郡安芸太田町大字吉和郷字吉和郷川東平 左 山県郡安芸太田町大字打梨字大竹谷	〃	鱒溜ダム 管理主任技術者	〃	146.81	215	自然越流(洪水吐ゲートなし)	西部建設安芸太田(支)、安芸太田町、山県(警)、太田川河川(事)
7	〃 (柴木川)	樽 床	右 山県郡北広島町西八幡原字比尻 左 〃 〃 東八幡原字道管	〃	樽床ダム 管理主任技術者	〃	39.5	17,500	洪水を予測した場合には事前に予備放流水位を確保し、洪水時には30分前の流入量相当量を放流する	県水防本部、西部建設安芸太田(支)、安芸太田町、山県(警)、太田川河川(事)
8	〃 (太田川)	立 岩	右 山県郡安芸太田町大字打梨字清水 左 〃 〃 〃 字上城	〃	立岩ダム 管理主任技術者	〃	129.55	15,100	洪水を予測した場合には事前に予備放流水位を確保し、洪水時は全ての洪水吐ゲートを全開して自然越流とする。	県水防本部、西部建設安芸太田(支)、安芸太田町、山県(警)、太田川河川(事)
9	〃 (高山川)	宇 賀	右 広島市安佐北区安佐町大字久地字賀東平山 左 〃 〃 〃 〃 字宇賀西平山	〃	宇賀ダム 管理主任技術者	〃	13.0 (489.5)	409.5	洪水を予測した場合には当該水位を確保し、洪水時は流入量相当量を放流する。	西部建設(事)、広島市(消)、安佐北(警)、太田川河川(事)
10	〃 (滝山川)	滝 本	右 山県郡安芸太田町大字加計字後平 左 〃 〃 〃 字立野平	〃	滝本ダム 管理責任者	〃	249.3 (277.2)	240	洪水を予測した場合には事前に予備放流水位を確保し、洪水時は流入量相当量を放流する。	西部建設安芸太田(事)、安芸太田町、山県(警)、太田川河川(事)
11	〃 (柴木川)	柴 木 川	右 山県郡安芸太田町大字柴木字宮ヶ谷 左 〃 〃 大字川手字室屋原	〃	柴木川ダム 管理主任技術者	〃	98.45 (126.8)	145	洪水を予測した場合には事前に予備放流水位を確保し、洪水時は流入量相当量を放流する。	西部建設安芸太田(支)、安芸太田町、山県(警)、太田川河川(事)
12	〃 (南原川)	南 原	右 広島市安佐北区可部町大字南原字穴ヶ平 左 〃 〃 〃 〃 字鳥帽子	〃	南原ダム 管理主任技術者	〃	12.0	5,246	洪水を予測した場合には洪水時基準水位の確保に努め、洪水時には発電放流を停止し、洪水吐ゲートを全開して自然越流とする。	県水防本部、西部建設(事)、広島市(消)、安佐北(警)、太田川河川(事)高瀬堰管理支所
13	〃 (〃)	明 神	右 広島市安佐北区可部町大字南原字明神山 左 〃	〃	明神ダム 管理主任技術者	〃	1.4	5,220	自然越流(洪水吐ゲートなし)	西部建設(事)、広島市(消)、安佐北(警)、太田川河川(事)高瀬堰管理支所
14	〃 (太田川)	高 瀬	右 広島市安佐南区八木5丁目 左 〃 安佐北区落合2丁目	国土交通省	太 田 川 河 川 事 務 所 長	治 利 (上 水 水)	1480.0	1,780	流入量が400m ³ /secから全開放放流過程にうつり、1,370m ³ /secで全開し、自然河道状態にもどす。	西部建設(事)、広島市、広島県警(中央、北、東、南)、中電
15	〃 (滝山川)	温 井	右 山県郡安芸太田町大字加計字滝山 左 山県郡安芸太田町大字加計字大平	〃	温 井 ダ ム 管 理 所 長	治 利 (上水・発電)	253.0	79,000	流入量が400m ³ /secを越えた場合、ゲート開度を一定とし、自然越流とする	西部建設(事)、西部建設安芸太田(支)、広島市(消)、安芸太田町、広島県警(加計、北、可部、廿日市)、太田川河川(事)
16	芦田川水系 (芦田川)	八 田 原	右 府中市諸毛町字永野山 左 世羅郡世羅町大字小谷字苦谷山	〃	八 田 原 ダ ム 管 理 所 長	治 利 (上水・工水)	241.6	57,000	流入量が150m ³ /secを越えた場合、一定率一定量放流	福山市、府中市、府中(警)、福山東・西(警)、中国地方整備局、福山河川国道(事)

番号	水 系 名 (河川名)	名 称	位 置	管 理 者	操作責任者	目 的	流域面積 ()内は間接集 水を含むkm ²	有効貯水 量千m ³	操 作 の 基 準	通 知 通 報 先
17	〃 (芦田川)	三 川	右 世羅郡世羅町大字伊尾 左 〃	広 島 県	三 川 ダム 管理主任技術者 管理事務所長	利 水 (農水・工水) (上 水)	108.0	12,307	洪水を予測した場合には事前に予備放流を行い洪水時には15分前の流入量相当量を放流する。(貯水位が洪水位に近い場合は、少雨にも水位調節のため放流することがある。)	本編別表第26参照
18	芦田川水系 (芦田川)	芦 田 川 河口堰	右 福山市水呑町字竹ヶ端 左 〃 箕島町字釣ヶ端	国土交通省	福 山 河 川 国 道 事 務 所 長	治 利 (工 水 水)	860.0	4,960	洪水時における疎通能力を確保するため自然河道状態に戻す。(4条件がある。)	東部建設(事)、福山市、福山東・西(警)、福山海上(保)
19	〃 (父尾川)	藤 尾	右 福山市新市町大字藤尾 左 〃	福 山 市	福 山 市 長	治 利 (農 水 水 水)	10.0	810	流入量以上の放流は行わないが洪水時には場合によって予備放流を行うこともある。	本編別表第26参照
20	〃 (御調川)	御 調	右 尾道市御調町津蟹字西垣内 左 〃	広 島 県	東部建設事務所長 (三原支所)	治 水	54.0	4,500	自然越流	本編別表第26参照
21	〃 (山田川)	山田川	右 世羅郡世羅町大字別迫 左 〃	〃	東部建設事務所長 (三原支所)	治 利 水 水	5.6	590	自然越流	本編別表第26参照
22	〃 (四川)	四 川	右 福山市加茂町字北山 左 〃	〃	東部建設事務所長 (本 所)	治 水	9.0	1,550	自然越流	本編別表第26参照
23	高梁川水系 (帝釈川)	帝 釈 川	右 神石郡神石高原町永野 左 庄原市東城町三坂	中国電力㈱	帝釈川ダム 管理主任技術者	利 (発) 水 電	120.0	7,490	洪水を予測した場合には事前に予備放流水位を確保し、洪水時は流入量相当量を放流する。	東部建設(事)、庄原市東城(支)、神石高原町油木(支)、岡山県備中県民局、福山北(警)、岡山河川国道(事)
24	小瀬川水系 (小瀬川)	小 瀬 川	右 山口県岩国市美和町釜ヶ原 左 廿日市市浅原字前中山	山 口 県 広 島 県	小 瀬 川 ダム 管理事務所長	治 利 水 水 (工水・発電)	135.0	9,900	洪水期間に制限水位まで下げ洪水容量を確保し、非洪水期は予備放流を行う。	本編別表第26参照
25	〃 (玖島川)	渡 ノ 瀬	右 廿日市市友田字広原山 左 廿日市市大野字川平山	中国電力 (株)	渡ノ瀬ダム 管理主任技術者	利 (発) 水 電	73.0 (168.4)	9,500	洪水を予測した場合には事前に予備放流水位を確保し、洪水時は流入量相当量を放流する。	県水防本部、西部建設廿日市(支)、大竹市、大竹(警)、太田川河川(事)、廿日市市消防本部、弥栄ダム管理所
26	〃 (小瀬川)	弥 栄	右 山口県岩国市小瀬字二又 左 広島県大竹市前飯谷	国土交通省	弥 栄 ダム 管 理 所 長	治 利 水 水 (上水・工水) (発 電)	301.0	106,000	定率定量放流	太田川河川(事)、大竹市、岩国市、大竹(警)、岩国(警)
27	八幡川水系 (八幡川)	魚 切	右 広島市佐伯区五日市町上河内 左 〃	広 島 県	西部建設事務所長 (本 所)	治 利 水 水 (上水・発電)	38.4	7,840	一定開度による洪水調節	本編別表第26参照
28	〃 (梶毛川)	梶 毛	右 広島市佐伯区五日市大字石内 左 〃	〃	西部建設事務所長 (本 所)	治 水	3.5	930	自然越流	本編別表第26参照
29	黒瀬川水系 (黒瀬川)	二 級	右 呉市郷原町字大積山 左 〃 〃 字高草原	中国電力 (株) (代 行)	二級ダム 管理主任技術者	利 (発) 水 水 (上水・工水) (電)	232.0	932	洪水を予測した場合には事前に予備放流水位を確保し、洪水時は流入量相当量を放流する。	本編別表第26参照
30	〃 (〃)	田 房	右 東広島市八本松町大字正力 左 〃	広 島 県 東広島市		砂 防 水 利 (上 水 水)	2.0	120	自然越流	
31	〃 (三永川)	三 永	右 東広島市西条町下三永 左 〃	呉 市		利水 (上水・工水)	15.4 (68.4)	2,640	自然越流	
32	〃 (角脇川)	角 脇 川 防災調節池	右 東広島市西条町田口 左 〃	広 島 県 東広島市		治 水	1.6	132	自然越流	

番号	水 系 名 (河川名)	名 称	位 置	管 理 者	操作責任者	目 的	流域面積 ()内は間接集 水を含むkm ²	有効貯水 量千m ³	操 作 の 基 準	通 知 通 報 先
33	野呂川水系 (野呂川)	野 呂 川	右 呉市安浦町中畑 左 〃	広 島 県	西部建設事務所長 (呉 支 所)	〃	13.0	1,200	一定開度による自然調節	本編別表第26参照
34	沼田川水系 (棕梨川)	棕 梨	右 東広島市河内町小田字石風呂 左 〃 〃 字内ヶ平	〃	西部建設事務所長 (東 広 島 支 所)	治 水 利 (上水・工水) (発 電)	160.0	6,270	洪水期間は制限水位まで下げ洪水時に予備放流を行って治水容量を確保し洪水調節を行う。	本編別表第26参照
35	沼田川水系 (沼田川)	福 富	右 東広島市福富町久芳 左 〃	〃	西部建設事務所長 (東 広 島 支 所)	治 水 利 (上 水 水)	53.8	9,800	自然越流	本編別表第26参照
36	賀茂川水系 (賀茂川)	仁 賀	右 竹原市仁賀町川井 左 〃 〃 堂陣	〃	西部建設事務所長 (東 広 島 支 所)	治 水	10.5	2,500	自然越流	本編別表第26参照
37	芦田川水系 (野間川)	野間川	右 尾道市御調町野間 左 三原市久井町吉田	〃	東部建設事務所長 (三 原 支 所)	治 水 利 (上 水 水)	4.39	494	自然越流	本編別表第26参照
38	江の川水系 (大戸川)	庄 原	右 庄原市川西町字神田平 左 庄原市川西町字大仙	〃	北部建設事務所長 (庄 原 支 所)	治 水 利 (上 水 水)	4.2	638	自然越流	本編別表第26参照

(2) 溜池

※堤高15m以上、総貯水量100,000m³以上の主要な農業用ため池

番号	水 系	名 称	位 置	堤高(m)	堤頂長(m)	総貯水量(m ³)	備考
1	藤井川	梨成池	尾道市木ノ庄町木梨字有ヶ原	15.00	47.50	111,000	
2	藤井川	市畑大池	尾道市木ノ庄町市原字西山672番1	18.50	56.10	154,000	
3	太田川	有江上池	尾道市高須町字有江2491番	16.70	91.40	112,900	
4	藤井川	竜泉寺ダム	尾道市木ノ庄町木門田字砂田、花ヶ迫	34.00	106.00	1,016,000	
5	芦田川	光林寺池	福山市熊野町光林寺乙599	19.70	155.00	433,000	
6	芦田川	熊野水源池	福山市熊野町下論田甲1512	29.00	189.00	915,000	
7	芦田川	鈴池	福山市赤坂町赤坂田之迫2224	15.70	257.00	386,000	
8	本郷川	松永溜池	福山市本郷町湯女実1318	19.40	126.00	382,000	
9	羽原川	大谷池	福山市神村町大野ヶ原甲1340	15.50	207.00	338,000	
10	芦田川	雨木池	福山市駅家町雨木115	15.00	92.50	118,000	
11	芦田川	服部大池	福山市駅家町法成寺762-1	15.90	190.00	650,000	
12	芦田川	大谷池	福山市加茂町下加茂百谷2193-14	29.00	103.00	891,000	
13	江の川	めぐり神ため池	三次市高杉町形	18.60	75.00	144,000	
14	江の川	扇谷池	庄原市川北町久井田1044	21.20	96.40	295,000	
15	江の川	國兼池	庄原市上原町國兼上組2083番地	16.40	100.00	1,053,490	
16	沼田川	大久保ダム	東広島市高屋町杵原3939-1	26.00	170.00	255,000	
17	黒瀬川	深道池	東広島市西条町田口880	15.00	78.60	160,000	
18	黒瀬川	第2千足池	東広島市西条町福本237-1	17.00	101.68	125,000	
19	黒瀬川	千足池	東広島市西条町福本346	16.00	140.00	480,000	
20	黒瀬川	小田山池	東広島市西条町郷曾	15.60	150.70	187,000	
21	黒瀬川	田房池	東広島市八本松町正力284-2	16.50	83.00	126,000	
22	太田川	小野池	東広島市志和町別府184	16.00	239.50	570,000	
23	黒瀬川	栴の木ダム	東広島市八本松町吉川5779-20	26.80	220.00	210,000	
24	江の川	大和池	安芸高田市八千代町下根字四の谷919	15.20	99.70	228,000	
25	江の川	香六池	安芸高田市高宮町八持121-1	22.50	178.50	286,000	
26	黒瀬川	黒瀬ダム	東広島市黒瀬町宗近柳国字ガガラ山61番3	30.00	197.00	670,000	
27	芦田川	神田大池	三原市大和町萩原418、528	22.30	119.00	550,000	
28	賀茂川	千丈ヶ原ダム	東広島市河内町入野1056番10	19.00	98.50	113,000	
29	三津大川	昭和池	東広島市安芸津町三津中山1016-31	26.50	101.00	196,000	
30	中野川	中野ダム	尾道市瀬戸田町中野字高美多	44.00	170.00	416,000	
31	芦田川	吉田大池	三原市久井町吉田	23.50	141.00	313,000	
32	江の川	直助溜池	世羅郡世羅町安田字高八	16.00	77.00	106,000	
33	芦田川	神崎大池	世羅郡世羅町東神崎字龍王	17.90	133.00	150,000	
34	江の川	目谷ダム	世羅郡世羅町徳市	49.70	250.00	1,308,000	
35	芦田川	京丸ダム	世羅郡世羅町京丸	25.50	117.00	499,000	
36	山南川	八日谷溜池	福山市沼隈町中山南甲1667	16.70	74.60	361,000	
37	芦田川	三反田池	福山市神辺町上御領三反田2998	17.50	107.00	160,000	
38	江の川	大正池	三次市甲奴町字賀字中反田2021番地	18.00	90.00	127,000	
39	江の川	板木ため池	三次市三和町羽出庭	33.00	186.00	302,000	
40	沼田川	三河ダム	三原市久井町山中野大蔵266-21	28.20	136.00	1,660,000	
41	木ノ下川	三高ダム	江田島市沖美町三吉	44.00	202.00	584,000	
42	大川	奥山ダム	尾道市因島中庄町大木原978番2	32.70	106.00	291,000	

参考資料 11

隣県との水防事務に関する協定等

1 岡山県

広島県と関連する河川の水防事務について（通知）

〔昭和44年5月29日付け河第101号〕
岡山県土木部長から広島県土木部長宛

広島県と関連する河川の水防情報連絡について、下記のとおり定めたいので、ご了承の上、よろしく取り計らいねがいます。

なお、これについて御意見をお知らせくださるようお願いいたします。

記

1 成羽川については、新成羽川ダムが完成し、その影響する所が大きいので、雨量・流量資料については、岡山県独自で情報をあつめるよう水防計画書に計画する。

2 小田川については、雨量及び水位流量について、次のとおり連絡してもらうこととする。

(1) 通報の対象の水系 一級河川高梁川支川小田川

(2) 通報の観測所名及び連絡基準

広島県河川課長は、下記により観測所の報告をまとめて、岡山県河川課に通報（電話）する。

雨量資料

所属	観測所名	連絡基準
広島県	山野観測所	1 連続雨量が50mmをこえたとき 2 引続き降雨あるときは、30mmをこえるごと 3 このほか岡山県から要請のあったとき

水位流量資料

所属	観測所名	連絡基準
広島県	山野観測所	1 河川水位が通報水位に達したとき 2 なお、水位が上昇し、警報水位に達したとき及び最高水位に達したと認められる時刻及び水位 3 急激な水位変動及び河川の異常を認めたとき 3 岡山県から要請のあったとき

広島県と関連する河川の水防事務について（回答）

〔昭和45年5月13日付け河土第99号〕
広島県土木建築部長から岡山県土木部長宛

昭和44年5月29日付け河第101号をもって通知のあった、このことについては、貴職の案どおりで支障ありません。

ただし、記2の山野観測所における雨量および水位の通報は、広島県福山土木建築事務所より連絡させることとする予定ですので御了承ください。

水位周知河川の水防管理者への通知について（通知）

（平成30年4月9日付け河第25号
岡山県土木部河川課長から
広島県土木建築局河川課長宛）

このことについて、水防法第13条第2項に基づき、水位周知河川の通報先である水防管理者として、次のとおり定めることとしますので、円滑な水防業務の実施に向けて御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

- 1 通知する水位周知河川
一級河川高梁川水系 小田川
- 2 通知する水位観測所
井原水位観測所
- 3 通知する水位（別添参照）
避難判断水位、氾濫危険水位
- 4 運用開始予定
平成30年度岡山県水防協議会（平成30年5月14日開催予定）の承認後

○ 岡山県による水位情報の通知及び周知

県知事が行う水位情報の周知は、関係県民局長が行うものとする。
 関係県民局長は、河川の水位が避難判断水位及び氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したときは（３）の周知伝達系統図に従って関係機関に通知するものとする。（法12、13）
 また、通知については、水防管理者に加え、避難のための立退きの勧告若しくは指示又は、屋内での退避等の安全確保措置の指示の判断に資するため、市町村長への通知も行う（法13の4）

１）県知事が水位情報の通知及び周知を行う河川

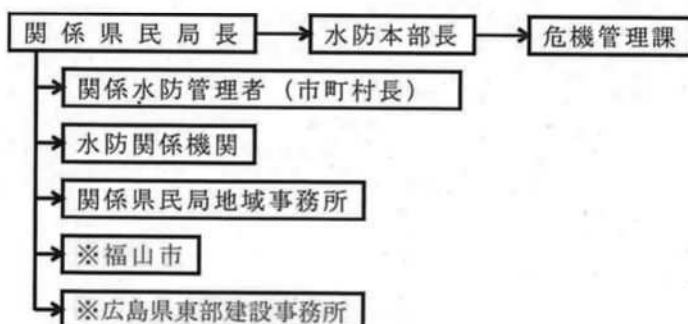
河 川 名	区 域
一級河川 高粱川水系 小田川	起点 左岸 井原市芳井町吉井字佐原69 右岸 井原市芳井町吉井字竹の内249-1 終点 左岸 倉敷市真備町妹字市場3110-2地先 右岸 倉敷市真備町妹字猿掛3367-1地先

（２）水位観測所

河 川 名	観 測 所 名	位 置	避難判断水位	氾濫危険水位	担当県民局	通報先水防管理者
一級河川高粱川水系 小田川	井原	井原市西江原町	2.50	2.90	備 中	広島県福山市

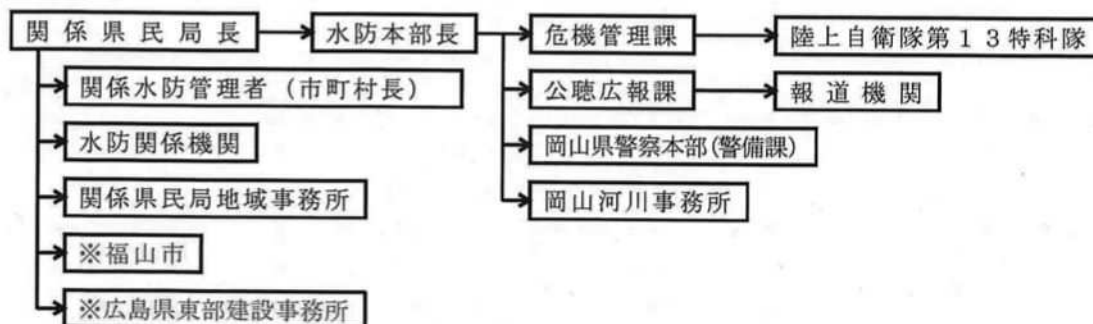
（３）水位情報周知伝達系統図

イ 避難判断水位



※一級河川小田川の井原観測所の水位到達に限り通知を行う。
 （福山市危機管理防災課 TEL：084-928-1228、FAX：084-926-0845）
 （広島県東部建設事務所 TEL：084-921-1311、FAX：084-931-9236）

ロ 氾濫危険水位



※一級河川小田川の井原観測所の水位到達に限り通知を行う。
 （福山市危機管理防災課 TEL：084-928-1228、FAX：084-926-0845）
 （広島県東部建設事務所 TEL：084-921-1311、FAX：084-931-9236）

2 島根県

洪水の際における島根県と広島県との水防事務に関する協定書

水防法第7条第2項の規定により、洪水の際における水防事務（以下「水防」という。）について、島根県（以下「甲」という。）と広島県（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 甲と乙とは、一級河川江の川水系流域の水防について、その円滑な実施を期するため、相互に協力し、当該流域における水災の防止及び軽減に務めるものとする。

（雨量の通報）

第2条 乙は、甲に対し次に定めるところにより雨量の通報をするものとする。

（1）広島県三次土木建築事務所長は、次に掲げる場合には、十日市雨量観測所における雨量観測結果を島根県土木部河川課長に通報するものとする。

① 連続雨量が、50mmに達した場合

② 引続き降雨のある場合において、時間雨量が、10mmを超えるとき。

③ 島根県土木部河川課長から雨量観測結果の通報に関し要請があった場合

（2）広島県三次土木建築事務所長は、連続雨量でなくなったとき、又は洪水発生のおそれなくなったときには、島根県土木部河川課長に通報を終了する旨を通知するものとする。

（水防活動等の連絡）

第3条 甲及び乙並びにその関係出先機関は、第1条の江の川水系流域において、非常災害の発生が切迫した状況その他特に連絡が必要と認められる状況が発生した場合には、相互に連絡し水防に関する情報を伝達するものとする。

（資材等の応援）

第4条 甲と乙とは、第1条の江の川水系流域における水防活動のために資器材等が不足し、又は不足が予想され、かつ緊急を要するときは相互に資器材等の応援又は融通（以下「応援等」という。）を求めることができるものとする。

2 前項の応援等を求められた甲又は乙は、やむを得ない事情がある場合を除き、できる限少その求めに応ずるものとする。

3 前2項の規定による応援等のために要した費用は、当該応援等を求めた県の負担とする。

（水防計画の交換）

第5条 甲と乙とは、この協定の内容を各々水防計画書に掲載しこれを毎年度交換するものとする。

（雑則）

第6条 この協定に定めのない事項若しくは疑義を生じた事項の取扱い又はこの協定の内容の変更については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

以上この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を所持するものとする。

昭和58年3月1日

甲 島根県
代表者 島根県知事 恒松 制治

乙 広島県
代表者 広島県知事 竹下 虎之助

参考資料 12

自 衛 隊 へ の 災 害 派 遣 要 請

I 自衛隊派遣要請計画（広島県地域防災計画抜粋）

1 目 的

この計画は、自衛隊法第83条の規定に基づき、知事、第六管区海上保安本部長及び広島空港長（以下「要請者」という。）が行う自衛隊の災害派遣要請について必要事項を定めることを目的とする。

2 災害派遣要請の基準

自衛隊の派遣要請は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしているとき、指定地方行政機関、地方公共団体、及び指定地方公共機関等の防災能力をもってしては、防災上十分な効果が得られない場合、その他特に要請者が必要と認める場合に行う。

なお、陸上自衛隊第13旅団長及び海上自衛隊呉地方総監等は、自衛隊法第83条及び災害対策基本法第68条の2の規定により、要請者から部隊等の派遣要請があり、事態やむを得ないと認める場合、又はその事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められる場合は、速やかに部隊等を派遣して、災害救助活動を実施する。

3 災害派遣要請の対象となる応急対策の範囲

- (1) 被害状況の把握及び通報
- (2) 遭難者等の搜索・救助
- (3) 消 防
- (4) 水 防
- (5) 人員及び救援物資の緊急輸送
- (6) 道路及び水路の啓開
- (7) 応急の医療、救護、防疫
- (8) 炊飯及び給水
- (9) 救援物資の無償貸付又は譲与
- (10) 危険物の保安及び除去

4 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市町長等、警察官及び海上保安官がその場にいない場合に限り、次の市町長の職権を行うことができる。この場合において、当該市町長の職権を行ったときは、直ちにその旨を市町長に通知しなければならない。

- (1) 警戒区域の設定、立ち入り制限・禁止、退去命令
- (2) 当該市町の区域内の他人の土地等の一時使用等
- (3) 現場の被災工作物等の除去等
- (4) 当該市町の区域内の住民等を応急措置の業務に従事させること。

5 災害派遣要請の手続

- (1) 要請に当たっては、自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第106条の規定に基づく、所定事項を記載した文書によって要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等迅速な方法で行い、文書の提出はその後において行うことができる。要請文書には、次の事項を記載する。

- ア 災害の情况及び派遣を要請する事由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となるべき事項

(2) 派遣要請先、要請者連絡先及び連絡方法

ア 要請先及び連絡方法

(ア) 陸上自衛隊第13旅団長

陸上自衛隊第13旅団司令部 安芸郡海田町寿町2-1
第3部(防衛班)

電話 082-822-3101 内線2410
(夜間・土日・祝日等) 内線2440(当直幕僚)

(イ) 海上自衛隊呉地方総監

海上自衛隊呉地方総監部防衛部 呉市幸町8-1
オペレーション

電話 0823-22-5511 内線2823、2222(当直)

(ウ) 航空自衛隊西部航空方面隊司令官

航空自衛隊西部航空方面隊 福岡県春日市原町3-1-1
司令部防衛部運用課

電話 092-581-4031 内線2348
(課業時間外) 内線2203(SOC当直)

イ 要請者連絡先及び連絡方法

(ア) 県危機管理監 広島市中区基町10-52

電話 082-228-2111 内線2783~2786
(直通) 082-511-6720 (直通) 082-228-2159

(イ) 第六管区海上保安本部 広島市南区宇品海岸三丁目10-17

電話 082-251-5111 内線3271~3275
(直通) 082-251-5115、5116(当直)

(ウ) 大阪航空局広島空港事務所 三原市本郷町善入寺字平岩64-34

電話 0848-86-8650

(3) 災害派遣要請の要求等

ア 市町長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に自衛隊の災害派遣の要請をす
るよう求めることができる。

イ 市町長は、上記アの要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を防衛大臣又はその指定するも
の(陸上自衛隊第13旅団長、海上自衛隊呉地方総監等)に通知することができる。この場合において、
当該通知を受けた防衛大臣等は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認めら
れるときは、自主派遣をすることができる。

ウ 市町長は、上記イの通知をしたときは、速やかに県知事に通知しなければならない。

6 災害情報の連絡

災害情報の交換は、本計画第3章第3節第1項3「災害情報の収集伝達」の定めるところにより行う。

7 災害地における調整

要請者は自衛隊が要請の趣旨にそってその業務が円滑に実施できるよう、災害地における災害応急対策責
任者相互間の業務の調整、応急対策実施箇所の調整、その他必要な事項について所要の措置をとる。

8 災害派遣部隊の受入れ

(1) 自衛隊の災害派遣が決定したときは、要請者は、関係市町又は関係機関の長に、派遣部隊の受入れ体
制を整備させるとともに、必要に応じて派遣部隊と関係市町又は関係機関との連絡に当たる職員を現地に
派遣する。

- (2) 災害派遣を依頼した市町又は関係機関の長は、派遣部隊の受入れに必要な次の事項について万全を期することとする。

ア 派遣部隊到着前

- (ア) 市町又は関係機関における派遣部隊等の受入れ担当連絡部署（職員）の指定及び配置（平常時からの指定及び配置を含む。）
- (イ) 派遣部隊指揮所及び連絡員が市町及び関係機関と緊密な連絡をとるに必要な適切な施設（場所）の提供
- (ウ) 派遣部隊の宿营地及び駐車場等の準備（平常時から宿营地候補の検討を含む。）
- (エ) 派遣部隊が到着後速やかに救援目的の活動を開始できるよう、必要な資機材等の準備
- (オ) 臨時ヘリポートの設定
- (カ) 船艇が使用できる岸壁の準備

イ 派遣部隊到着後

- (ア) 派遣部隊を迅速に目的地に誘導する。
- (イ) 他の関係機関の救援活動との重複を避け、最も効果的な救援活動が分担できるよう、派遣部隊指揮官と協議する。
- (ウ) 派遣部隊指揮官、編成装備、到着日時、活動内容及び作業進捗状況等を知事等に報告する。

9 派遣に要する経費の負担

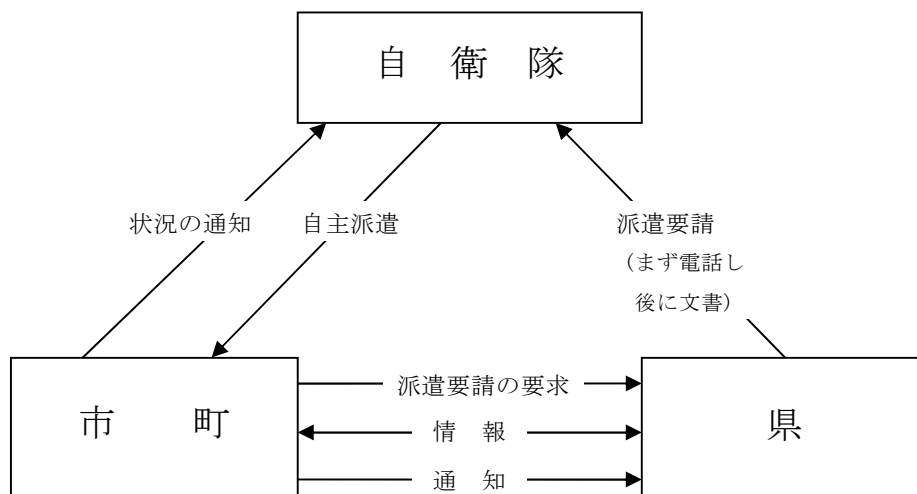
部隊等が派遣された場合、次の各号に掲げる経費は自衛隊において負担し、それ以外の経費は、それぞれの災害応急対策責任者の負担とする。

- (1) 部隊の輸送費（民間の輸送力（フェリー等を含む。）を利用する場合及び有料道路の通行を除く。）
- (2) 隊員の給与
- (3) 隊員の食糧費
- (4) その他の部隊に直接必要な経費

10 災害派遣部隊の撤収要請

- (1) 要請者は、自衛隊の派遣の必要がなくなつたと認めた場合は、自衛隊の撤収を要請する。
- (2) 災害派遣命令者は、前項の要請があつた場合又は派遣の必要がなくなつたと認める場合は、速やかに部隊等の撤収を命ずる。

II 災害発生時の自衛隊の派遣要請系統図



中国地方における災害時の支援に関する 申し合わせ

中	国	地	方	整	備	局
鳥			取			県
島			根			県
岡			山			県
広			島			市
山			口			市
岡			山			
広			島			

中国地方における災害時の支援に関する申し合わせ

国土交通省中国地方整備局企画部長（以下、「中国地整」という。）と、鳥取県県土整備部長、島根県土木部長、岡山県土木部長、広島県土木局長、山口県土木建築部長、岡山市都市整備局長及び広島市道路交通局長（以下、「各関係自治体」という。）は、中国地方管内の県及び市町村が管理する国土交通省所管施設等に災害が発生し又はそのおそれがある場合（以下、「災害発生時等」という。）の支援について、次のとおり申し合わせる。

（目的）

第1条 この申し合わせは、中国地方管内の県及び市町村が管理する国土交通省所管施設等に災害が発生し又はそのおそれがある場合、中国地整と各関係自治体が連携することにより初動時の情報の収集・伝達を迅速に実施し、所管施設等の円滑な応急復旧及び二次災害の防止を図ることを目的とする。

（支援内容）

第2条 支援の内容は、次の業務の実施に係る災害対策用機械・資材等の利活用、職員の支援及び情報の提供に関するものとする。

- 一 被災状況の把握
- 二 情報通信網の構築
- 三 災害応急対策（被害の拡大や二次災害の防止等に資する応急措置を含む）
- 四 その他必要と認められる事項

（連絡体制）

第3条 中国地整及び各関係自治体は、災害発生時等の連絡体制を確実なものとするため、連絡窓口を定め、相互に通知するものとする。また、連絡窓口を変更する場合は、速やかにその旨を通知するものとする。

2 中国地整は、災害発生時等、必要に応じて当該地域を管轄する各関係自治体の災害対策本部等に現地情報連絡員（リエゾン）を派遣し、情報交換等に当たるものとする。

なお、この場合、あらかじめその旨を通知するものとする。

（支援の要請）

第4条 各関係自治体は、災害発生時等、必要に応じ中国地整に対して文書により支援を要請するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等によるものとし、事後速やかに文書を提出するものとする。

(支援の実施)

第5条 中国地整は、前条に基づき、各関係自治体から支援の要請があった場合、災害の発生状況等を総合的に勘案し、実施可能な支援内容を連絡するとともに、できる限り速やかに支援を実施するものとする。

(要請によらない支援)

第6条 災害発生時等、その事態に照らし特に緊急を要し、第4条の支援の要請を待ついとまがないと認められる場合においては、中国地整は自らの判断で支援を行うことができるものとする。

この場合、支援内容等を速やかに通知するものとする。

(経費の負担)

第7条 この申し合わせにより支援を行う場合の経費負担は、要請の有無にかかわらず、別紙により負担するものとする。

ただし、これによりがたい場合は個々に協議するものとする。

(平常時の連携)

第8条 中国地整及び各関係自治体は、災害時の円滑な対応を可能とするため、必要に応じて行う、防災に関する情報交換の実施や防災担当者会議の開催等を通じて、平常時からの連携に努めるものとする。

2 中国地整は、保有する災害対策用機械等の状況について、毎年度当初に各関係自治体に通知するものとする。

(訓練等の実施)

第9条 中国地整及び各関係自治体は、それぞれが主催する防災訓練等に相互に参加して支援に関する連絡体制を確認するなど、この申し合わせに基づく災害時の支援が円滑に実施されるよう、訓練等の実施に努めるものとする。

(その他)

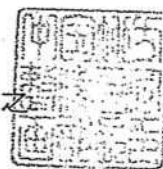
第10条 この申し合わせに定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

この申し合わせの証として、本書8通を作成し、それぞれ押印のうえ、各自1通を保有する。

平成21年 6月 17日

中国地方整備局 企画部長

山 中 義 之



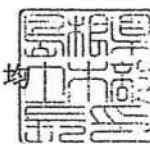
鳥取県 県土整備部長

谷 口 真 澄



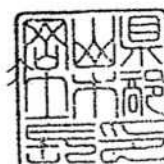
島根県 土木部長

鳥 屋 均



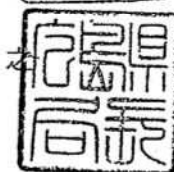
岡山県 土木部長

大 塚 俊



広島県 土木局長

大 野 宏 之



山口県 土木建築部長

柳 橋 則 夫



岡山市 都市整備局長

白 神 利 行



広島市 道路交通局長

木 時 誠



附 則

本申し合わせは、平成20年8月20日から適用する。

附 則

本申し合わせは、平成21年 6月 17日から適用する。

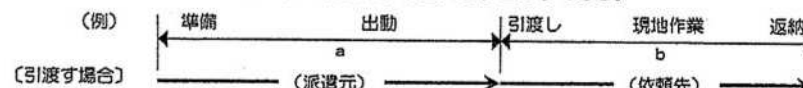
別紙 中国地方における災害時の支援に関する経費負担

I. 災害対策用機械等による支援の場合

支援の内容	災害の区分	派遣の方法	支援に係る経費負担						
			技術指導員 (職員) 旅費等	災害対策用機械等					
				損料	燃料	準備費	修理費	輸送費	運転手、操作員 旅費等
被災状況の把握	天災及び事故災	—	○	○	○	○	○	○	○
情報通信網の構築	天災及び事故災	—	○	○	○	○	○	○	○
災害応急対策 その他必要と認められる事項	天災	引渡す場合	a 引渡し迄	○	○	○	○	○	○
			b 引渡し後	○	○	△	△	△	△
	事故災	引渡す場合	○	△	△	△	△	△	△

(凡例) ○：派遣元負担（中国地整） △：依頼先負担（各関係自治体）

注）1. 災害対策用機械等の引渡し迄及び引渡し後の概念は、下図に示すとおりである。



2. 依頼先負担のうち、派遣元が手配した運転手及び操作員が引渡し後も継続される場合は、依頼先は派遣元が契約した相手方に対して、費用を直接支弁するものとする。（派遣元に対して支弁する形式ではない）
3. 災害対策用機械等はいずれの場合も引渡し時の状態にして返納するものとする。
4. 準備費とは、飲料水支援時のタンク洗浄等のことである。
5. 輸送費は自走できない災害対策用機械等を輸送する場合に適用する。
6. 阪神・淡路大震災のような災害の場合は、機械を引渡さず全て派遣元の負担とする場合がある。
7. 技術指導員（職員）は、業務の一環であるので、全て派遣元の負担とする。
8. 区分欄の事故災とは、原因者がある災害をいい、この場合の費用負担は、技術指導員の費用以外は全て原因者に費用負担を求める。
9. 技術指導員（職員）欄の旅費等とは、旅費、日当、宿泊料をいい、運転手、操作員欄の旅費等とは旅費、日当、宿泊料及び労務費をいう。

II. 資材を支援する場合

現地作業に使用した資材は、原則として同等品相当の資材を派遣元に返還するものとする。ただし、再利用することが可能な資材（コンクリート製品等）で、欠損等が無い資材については、使用したものを返還してもよい。

III. 大規模自然災害時における経費の負担について

大規模自然災害発生時に、中国地整が第2条関係の支援を要請によらずに実施する場合は、各関係自治体に対して支援に係る費用の負担はもとめない。

中国地方整備局災害対策用機械等一覧表

用		機	機名	県・事務所名										平成21年4月1日現在															合計					
				鳥取	島根	倉吉	日野川	境港	小計	松園	出雲	伊予川	浜田	小計	岡山	菅田	岡国	小計	福山	三次	太田川	広国	土師	八田原	温井	中枝	備北	広島港		本局	小計	山口	弥栄	小計
県	機	対策本部車			1			1																					1				2	
		待機支援車			1			1																					1				2	
		排水ポンプ車 ①	1		2			3				2	2	1				1		1					3				4				3	
		照明車 ①	1		2			3	1			2	3	1				1							3				4				10	
		衛星通信車			1			1				1	1				1	1							2				2	1		1	10	
		Ku-SAT ※	1		1	1		3	1	1		1	3	1	1	1	3	1	1	2	1	1	1	1	1			9	2	1	3	21		
		橋梁点検車			1			1																					1				2	
		遠隔操縦装置(BH用) ※			1			1																					1				2	
		応急組立機 ※																											1				2	
		埋没物探査システム ※			1			1																					2				2	
市	機	土のう造成機 ※																										1				2		
		造水機 ※			1			1																				1				1		
		パトロールカー	1		1	3		5		6		3	9	4	2		6	3	3	6		2	1	2					17	2	2	4	41	
		作業車																															2	
		排水ポンプ車 ②	1		1	1		3		2		2	4	3			3	2	4	2		1		1					2				2	
		照明車 ②	1		1	1		3		1		1	2	1			1	1	2	1									8	1		1	19	
		巡視船 ※						1		2			2				1		1	2	1								4	1		1	11	
		作業船 ※			1			1									1			2		1	2	2					8	1	2	3	15	
		水面清掃船 ※								1			1				1			1				1	1				4	1	1	2	8	
		草刈機(大型遠隔操縦式) ※	1		2	1		4		4		2	6	9			9	1	1	3									2	1		1	4	
市	機	草刈機(アルミ履帯式) ※			1			1																					5	1		1	25	
		草刈機(ロングリーチ式) ※	1		1	1		3		1		1	2	1			1		1										3				4	
		草刈機(ゴム履帯式) ※								1			1																1	1		1	8	
		立木処理装置 ※								1			1																				1	
		パトロールカー	4		3			7	6			4	10			8	8	2	2		7								11	12		12	48	
		作業車	2					2									3	3		1									1				6	
		工事標識車	2		1			3				1	1				4	4	1		3								4	1		1	13	
		散水車							2				3							1									5				10	
		トンネル点検車	1					1	1			1	1				2	2		1		4							1				3	
		路面清掃車	1		1			2	1			1	2			3	3	1	1		3								5	3		3	15	
市	機	小型清掃車 ※																											5	3		3	15	
		ガードレール清掃車	1					1																						1		1	1	
		トンネル清掃車	1					1																						1		1	2	
		側溝清掃車	1		1			2	1				1			1	1				1								1		1	2		
		排水管清掃車	1		1			2																					1		1	1	6	
		除雪トラク(専用車)	12		5			17	3			2	5						1		1								1	1		1	5	
		除雪トラク(散水装置付)	1					1												1									1	2		2	26	
		除雪トラク(側溝清掃付)										1	1																1	3		3	5	
		除雪トラク(排水管清掃付)										1	2																	1		1	2	
		除雪グレーダ ※	13		3			16	4			1	5			2	2		1										1	2		2	3	
市	機	ロータリ除雪車 ※	6		1			7	2			1	3																1	2		2	26	
		歩道除雪車 ※	20	1	2			23	12			2	14			3	3		5										1			1	11	
		除雪ドーザ	2					2	1																				6	2		2	48	
		凍結防止剤散布車	9		5			14	7			4	11			3	3		3		1								1				4	
		凍結防止剤散布装置 ※																											4	6		6	38	
		高圧洗浄機 ※			2			2								4	4	2	1		9								12	8		8	24	
		海面清掃船																															2	
		監視測量船						1	1																					1				1
		※は運用用台車を必要とする機械																															2	
		市	機	1) 「パトロールカー」の台数には「警備車」(事業費購入分)を含む																														
2) 「作業車」の台数には「作業車」(事業費購入分)を含む																																		
3) 「巡視船」の台数には「巡視船」(事業費購入分)を含む																																		
4) 「水面清掃船」の台数には「水面清掃船」(事業費購入分)を含む																																		
5) 「歩道除雪車」は「小型除雪車」を示し、台数には「小型除雪機」(事業費購入分)を含む																																		
6) 「凍結防止剤散布装置」の台数には「凍結防止剤散布装置」(事業費購入分)を含む																																		
7) 「貨物自動車」は「小型貨物自動車」、「普通貨物自動車」を含む																																		
8) 「排水ポンプ車」、「照明車」の「①」は災害対策用機械(本部長が管理)、「②」は河川用・道路用・警備用・人員運搬用と同様に事務所長(支部長)が管理する機械である																																		
9) 「排水ポンプ車」、「照明車」の「①」は災害対策用機械(本部長が管理)、「②」は河川用・道路用・警備用・人員運搬用と同様に事務所長(支部長)が管理する機械である																																		
10) Ku-SATの計上台数は、可搬型のみ																																		

災害時における相互協力に関する基本協定書

国土交通省中国地方整備局長（以下「甲」という。）と広島県知事（以下「乙」という。）は、広島県内に大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがある場合の相互協力に関する基本事項について、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が連携を図り、広島県民の生命、身体及び財産の安全並びに生活を確保するための迅速かつ円滑な対応を図ることを目的とする。

（相互協力の内容）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、被災状況の把握、災害に係る情報の収集及び共有、災害応急対策（被害の拡大、二次災害の防止等に関する応急措置を含む。）その他必要と認められる事項について、初動段階から緊密な連携及び調整を行い、最大限の協力を行うものとする。

2 甲は広島県災害対策本部等が設置された場合において、必要に応じて速やかに当該広島県災害対策本部等に職員をオブザーバーとして派遣し、甲と乙は相互に必要な協力体制を整えるものとする。

（その他）

第3条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

2 この協定の実施に関して必要となる事項は、別の定めによるものとする。

上記のとおり協定の締結した証として、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自その一通を保有する。

平成23年 1月18日

甲 国土交通省 中国地方整備局長

福田 功

乙 広島県 広島県知事

湯崎 英彦

広島県と西日本高速道路株式会社との包括的連携に関する協定書

広島県（以下「甲」という。）と西日本高速道路株式会社（以下「乙」という。）とは、相互の連携協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に協力して、双方の資源を有効に活用し、広島県民の安全・安心の向上及び観光・産業振興等地域社会の活性化並びに高速道路及びサービスエリア・パーキングエリア（以下「高速道路等」という。）の利用者の利便性向上及び利用促進を図ることを目的とする。

（協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、相互に情報提供及び意見交換に努めるとともに、次の事項について連携して取り組むことが可能な案件の検討及び推進に努めるものとする。

- （1）防災・災害対策など地域の安全・安心の向上に関すること。
- （2）観光・文化・産業の振興など地域社会の活性化に関すること。
- （3）環境保全に関すること。
- （4）交通安全に関すること。
- （5）高速道路等の利便性向上・利用促進に関すること。
- （6）技術交流に関すること。
- （7）その他本協定の目的に沿うこと。

（個別の協議）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づき、個別の案件について連携して実施することに合意したときは、具体的な推進方法、役割等を協議の上、別途定めるものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、平成23年8月9日から平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲又は乙のいずれかが書面をもって協定終了の意思表示をしないときは、期間満了日の翌日から更に5年間有効とし、以後もまた同様とする。

（その他）

第5条 本協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙が署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成23年8月9日

甲 広島県

代表者 広島県知事

湯崎 英彦

乙 大阪市北区堂島一丁目6番20号

西日本高速道路株式会社

代表取締役社長

西村 英徳

大規模災害発生時等における相互協力に関する協定書

広島県（以下「甲」という。）と西日本高速道路株式会社中国支社（以下「乙」という。）は、大規模災害発生時等の相互協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、大規模災害発生時等における災害対策の実施に当たり、相互協力に必要な事項を定め、もって災害対策の適正かつ円滑な遂行を図ることを目的とする。

（協力の内容）

第2条 大規模災害発生時等の相互協力は、次に掲げる内容とし、協力要請された甲又は乙は、関係機関と協議の上、自らが行う業務に支障のない範囲において応じるものとする。

- （1）高速道路施設の防災基地としての活用
- （2）緊急開口部を活用した緊急車両の通行
- （3）災害対策等に係る資機材及び物資の提供
- （4）災害情報等の共有
- （5）調査・復旧に対する技術的支援
- （6）相互の道路機能の活用
- （7）予防保全に関する情報共有
- （8）その他必要と認められる事項

（協力要請）

第3条 協力を要請する甲又は乙は、前条に定める協力内容を明らかにし、口頭又は電話等で協力を要請し、後日速やかに文書を送付するものとする。

（費用負担）

第4条 前条の規定に基づく協力を要する費用は、原則として協力を要請した甲又は乙が負担するものとする。

（情報連絡体制）

第5条 甲及び乙は、大規模災害発生時等の協力が円滑に実施されるために、担当部局の名称及び連絡先を相互に交換するものとする。

（防災訓練等への相互参加）

第6条 甲及び乙は、平常時からこの協定に基づく大規模災害発生時の災害対策を円滑に実施するため、相互に企画又は立案をする防災訓練等へ積極的に参画するものとする。

（有効期間）

第7条 本協定の有効期間は、副印の日から平成24年3月31日までとし、期間満了1か月前までに甲又は乙から申出がない場合は、1年間有効期間を延長するものとし、以降もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙が署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成23年8月9日

甲 広島県
代表者 広島県知事

湯崎英彦

乙 広島市安佐南区緑井二丁目2番1号
西日本高速道路株式会社 中国支社
支社長

角田直行

「大規模災害発生時等における相互協力に関する協定書」の細目協定書

(趣旨)

第1条 広島県（以下「甲」という。）と西日本高速道路株式会社中国支社（以下「乙」という。）は、平成23年8月9日に締結した「大規模災害発生時等における相互協力に関する協定書」（以下「協定書」という。）に基づき、次のとおり細目協定を締結する。

(大規模災害の定義)

第2条 大規模災害とは、甲において災害対策本部等が設置された災害又は乙において非常体制を構築した災害をいう。

(災害時の防災基地)

第3条 協定書第2条第1項第1号に定める災害時の防災基地については、乙が広島県内で管理している別紙1のサービスエリア、パーキングエリア及びインターチェンジとする。

(緊急開口部を活用した緊急車両の通行)

第4条 協定書第2条第1項第2号に定める緊急開口部を活用した緊急車両の通行については、乙が設置している別紙2の緊急開口部を利用できるものとする。なお、ここでいう緊急車両とは災害対策基本法で定める緊急通行車両をいう。

(災害対策等に係る資機材及び物資の提供)

第5条 協定書第2条第1項第3号に定める災害対策等に係る資機材及び物資の提供については、甲と乙の間で、提供可能な資機材・物資等について別紙3の様式を基本に情報交換するものとする。

(災害情報等の共有)

第6条 協定書第2条第1項4号に定める災害情報等の共有については、次の項目について共有するものとする。なお、甲において災害対策本部等が設置された場合、乙は必要と認めたときは、速やかに当該災害対策本部等に社員を派遣し、甲と乙は相互に必要な協力体制を整えるものとする。

(1) 施設被災の情報

甲及び乙は、双方が管理する施設の被災情報について、災害発生の初動段階から共有するものとする。

(2) 道路通行規制の情報共有及び発信

甲及び乙は、広島県内及び県境を跨ぐ幹線道路の通行規制にかかる情報を相互に共有するものとする。

また、全面通行止めなど一般交通に支障が生じる場合にあっては、甲及び乙は、それぞれが管理する広報媒体を通じて、情報発信するものとする。

なお、乙の管理する道路以外の道路交通規制の情報については、広島県管理の規制情報を甲にて集約し、別紙4の様式にて、乙に提供するものとするものとし、乙は甲から提供を受けた道路通行規制の情報を、料金所、サービスエリア等でお客様に提供するものとする。

また、乙が管理する道路で通行止めが生じた場合は、別紙5の様式により、甲に情報提供するものとする。

(3) ヘリコプター等により確認した被災状況

甲及び乙は、双方の防災ヘリコプター等により確認した被災状況に関する情報について、無償で共有するものとする。

(4) 避難勧告及び避難指示情報

甲は、広島県内の市町が発する避難勧告及び避難指示の情報を、甲の管理するインターネットサービス等を用いて、乙に情報提供するものとする。

(調査・復旧に対する技術的支援)

第7条 協定書第2条第1項第5号に定める調査・復旧については、甲が管理する施設の大規模な異常、変形及び損傷等に関する調査及び復旧に対し、乙が技術的に支援するものとする。

(相互の道路機能の活用)

第8条 協定書第2条第1項第6号に定める相互の道路機能の活用については、甲及び乙は、双方が管理する道路が災害等により通行不能となった場合に、緊急車両等輸送路のルート選定及びその復旧計画の検討に関して管理区分によることなく相互に協力し実施するものとする。

(予防保全に関する情報共有)

第9条 協定書第2条第1項第7号に定める予防保全に関する情報共有については、甲及び乙は、双方が所有する予防保全に寄与する情報について共有し、相互の事業計画に適宜反映させるものとする。

(その他必要と認められる事項)

第10条 協定書第2条第1項第8号に定めるその他必要と認められる事項については、その部度、甲と乙が協議して定めるものとする。

(協力要請)

第11条 協定書第3条の規定により協力を要請しようとする甲又は乙は、災害の状況、要請の理由、協力要請の内容、期間等を口頭、電話等で要請し、後日速やかに別紙6の文書を送付するものとする。

2 協力要請を受けた甲又は乙は、協力の可否、協力可能な内容、協力可能期間等を口頭、電話等で回答し、後日速やかに別紙7の文書を送付するものとする。

(費用負担)

第12条 協定書第4条に定める協力に要する費用については、資機材の提供に係る借上料、燃料費、輸送費、破損及び故障が発生した場合の修理費並びに物資の提供に係る購入費及び輸送費並びに作業員等労務提供に係る人件費に相当する額を、協力を要請された甲又は乙の請求に基づき、甲乙協議の上、支払うものとする。

(情報連絡体制)

第13条 協定書第5条の規定による担当部局の名称及び連絡先の交換については、別紙8及び別紙9を用いるものとする。なお、これらに係る担当者氏名及びメールアドレスは、別途相互に交換するものとする。

(有効期間)

第14条 本細目協定の有効期間は、締結の日から平成24年3月31日までとし、期間満了1月前までに甲又は乙から申出がない場合は、1年間有効期間を延長するものとし、以降もまた同様とする。

(その他)

第15条 本細目協定で定める別紙様式については、甲乙協議の上随時変更できるものとする。
2 本細目協定に定めのない事項については、甲と乙が協議して定めるものとする。

(施行)

第16条 本細目協定は、平成23年8月9日から施行する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙が署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成23年8月9日

甲 広島県
土木局長

高垣 広徳

危機管理監

本 田 靖

乙 広島市安佐南区緑井二丁目26番1号
西日本高速道路株式会社 中国支社
保全サービス事業部 部長

竹本 勝典

参考資料 16

様式 16-1 水防協力団体指定要領（例）

〇〇市（町、水防事務組合、水害予防組合）水防協力団体指定要領

1. 通則

〇〇市（町、水防事務組合、水害予防組合）における水防協力団体の指定は、水防法（以下「法」という。）及び国土交通省令（以下「省令」という。）その他の法令並びに関連通知のほか、この要領に定めるところにより行う。

2. 水防協力団体の要件（法第 36 条第 1 項関係）

水防協力団体の指定に当たっては、法第 36 条に基づき、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして省令で定める団体（以下「法人等」という。）であり、かつ、反社会的勢力でないことをその要件とする。

3. 水防協力団体の業務（法第 37 条関係）

水防協力団体は、次に掲げる業務の範囲内で行うものとし、業務を行うに当たっては、水防管理者の所轄下にある水防団又は消防機関が行う水防活動と調和を図るものとする。

- （1）河川巡視、土のうの袋詰め及び運搬、避難支援などの水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力することとし、構成員の安全を確保した上で行うことが可能な活動
- （2）水防に必要な器具、資材又は設備の保管及びその提供
- （3）水防協力団体の業務や活動を含む水防に関する広報活動、水防に関する情報の収集及びその提供
- （4）水防に関する意識調査、実態調査等の水防に関する調査研究
- （5）講習会や研修会等の実施等の水防に関する知識の普及及び啓発
- （6）水防意識の高揚を図るための自主的なパンフレットの作成、各種行事等の開催等の前各号に掲げる業務に附帯する業務

4. 水防協力団体の申請方法（法第 36 条第 1 項・第 3 項関係）

- （1）水防協力団体の要件を満たす者で、〇〇市（町、水防事務組合、水害予防組合）水防協力団体の指定を受けようとする者は、水防管理者あてに「〇〇市（町、水防事務組合、水害予防組合）水防協力団体指定申請書」（様式 16-2）に「水防協力団体活動業務計画書」（様式 16-3）及び「水防協力団体組織体制一覧表（連絡先）」（任意様式）を添えて申請するものとする。
- （2）水防協力団体の名称、住所、事務所の所在地、業務内容、組織体制の変更をする場合も同様とする。（任意様式）

5. 水防協力団体の指定（法第36条第2項・第4項関係）

- （1）水防管理者は、前項の申請の審査を行い、業務を適正かつ確実に行うことができる法人等であると認められる場合は、水防協力団体として指定することができる。また、指定をしたときは、当該水防協力団体に対し、「〇〇市（町、水防事務組合、水害予防組合）水防協力団体認定書」（様式16-4）を交付するとともに、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示する。
- （2）水防協力団体の名称、住所又は事務所の所在地の変更の届出があったときは、当該届出に係る事項を公示する。

6. その他

- （1）この要領を変更する必要があるときは、関係機関と調整の上、改訂するものとする。
- （2）その他この要領の実施に必要な事項については、別途定めるものとする。

附 則

この要領は、〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

様式16-2 水防協力団体指定申請書様式（例）

〇〇市（町、水防事務組合、水害予防組合）水防協力団体指定申請書

年 月 日

〇〇市（町、水防事務組合、水害予防組合）水防管理者

〇〇市（町）長 様

住 所
（事務所所在地）
団体の名称
代表者氏名

水防法第36条第1項及び〇〇市（町、水防事務組合、水害予防組合）水防協力団体指定要領第4の規定に基づき、〇〇市（町、水防事務組合、水害予防組合）水防協力団体の指定を受けたいので、別添「水防協力団体協力活動業務計画書」（様式16-3）を添えて申請します。

様式 16-3 水防協力団体協力活動業務計画書（例）

年 月 日

〇〇市（町、水防事務組合、水害予防組合）水防管理者
 〇〇市（町）長 様

住 所
 （事務所所在地）
 団体の名称
 代表者氏名

水防協力団体協力活動業務計画書

〇〇市（町、水防事務組合、水害予防組合）の実施する水防活動に協力するため、以下の業務を実施します。

（自由記載）

【記載例】

平時の活動事例

- ・土のう袋など水防資器材や設備等の保管場所の提供
- ・水防団員・消防団員の募集ポスターや水防に関する動画等の広報資料を水防協力団体のオフィスや店舗等に掲示
- ・講習会や研修会の実施を通じた水防知識の普及啓発
- ・小中学校や自治会に対する出前講座等の実施
- ・水防意識高揚のためのパンフレット作成や各種行事の開催
- ・水防演習や避難訓練への参加、物資提供、ブース出展 など

災害時の活動事例

- ・土のうの袋詰めや運搬
- ・子どもやお年寄りなどの救護
- ・住民の避難誘導、避難所開設・運営への支援
- ・土のう袋など水防資器材の設備等の提供
- ・水防団員・消防団員の休憩場所の提供 など

◎その他ご協力いただける活動がありましたら、具体的に内容をご記入ください。

（自由記載）

様式 16-4 水防協力団体認定書様式（例）

〇〇市（町、水防事務組合、水害予防組合）水防協力団体認定書	
	年 月 日
住 所	
（事務所所在地）	
団体の名称	
代表者	〇〇〇〇 様
	〇〇市（町、水防事務組合、水害予防組合）水防管理者 〇〇市（町）長
水防法第 36 条第 1 項及び〇〇市（町、水防事務組合、水害予防組合）水防協力団体 指定要領第 4 の規定に基づき、貴団体を〇〇市（町、水防事務組合、水害予防組合）水 防協力団体に指定します。	

様式 16-5 水防協力団体との水防協働活動実施要領（例）

〇〇市（町、水防事務組合、水害予防組合）における
水防協力団体との水防協働活動実施要領

1. 通則

〇〇市（町、水防事務組合、水害予防組合）水防協力団体指定要領に基づき指定された水防協力団体と、水防団又は水防活動を行う消防機関（以下「水防団等」という。）との連携については、水防法及びその関連通知並びに〇〇市（町）水防計画（地域防災計画）のほか、この要領に定めるところによる。

2. 水防団等と水防協力団体との連携（水防法第 38 条関係）

水防法第 36 条及び〇〇市（町、水防事務組合、水害予防組合）水防協力団体指定要領に基づき指定された水防協力団体が行う水防活動は、水防団等による水防活動に対する協力業務であり、〇〇市（町、水防事務組合、水害予防組合）からの情報提供や指導、助言を受け、水防団等と密接に連携して行うものとする。

3. 活動報告書の提出（水防法第 39 条関係）

水防管理者は、水防団等と連携して行われる水防の効果が最大限発揮されるよう、水防協力団体に対し、水防活動の活動記録についてその内容を明記した「水防協力団体活動報告書」（様式 16-6）を提出させることができる。

4. 情報提供等（水防法第 40 条関係）

水防管理者は、〇〇市（町、水防事務組合、水害予防組合）水防協力団体指定要領 4 に基づき提出された「水防協力団体活動業務計画書」や前項の「水防協力団体活動報告書」で示された活動内容について、その活動の実施に関し、必要な情報の提供や指導、助言を行う。

5. その他

- （1）この要領を変更する必要があるときは、関係機関と調整の上、改訂するものとする。
- （2）その他この要領の実施に必要な事項については、別途定めるものとする。

附 則

この要領は、〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

様式 16-6 水防協力団体協力活動報告書様式（例）

〇〇市（町、水防事務組合、水害予防組合）水防協力団体協力活動報告書		
		年 月 日
〇〇市（町、水防事務組合、水害予防組合）水防管理者		
〇〇市（町）長 様		
		住 所
		（事務所所在地）
		団体の名称
		代表者氏名
別紙のとおり水防協力活動を実施したので、〇〇市（町、水防事務組合、水害予防組合）水防協力団体との水防協働活動実施要領第 3 の規定に基づき提出します。		